

# 参議院財政・金融委員会会議録第十八号

(三一九)

第一百四十二回

平成十年五月二十八日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

五月二十六日  
辞任

吉岡 吉典君  
五月二十七日  
辞任

補欠選任  
笠井 亮君

和田 海野	萱野 茂君
洋子君	義孝君

五月二十八日  
辞任  
松浦 孝治君

補欠選任  
長谷川道郎君

石川 弘君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

内閣審議官  
政府委員

大蔵大臣  
大蔵政務次官  
大蔵大臣官房長  
大蔵大臣官房金  
融検査部長

等井 星野 菅川  
亮君 朋市君 健二君

松永 光君

畠中誠一郎君

塩崎 恭久君

溝口善兵衛君

原口 恒和君

細川 興一君

伏屋 和彦君

尾原 篤夫君

山本 晃君

山口 公生君

福田 誠君

堀田 隆夫君

黒田 東彦君

小林 正二君

河村 博君

岡 利定君  
河本 利定君  
横崎 泰昌君  
久保 英典君  
益田 洋介君

大蔵省国際金融  
証券取引等監視  
委員会事務局長

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行局保  
険部長

大蔵省国際金融  
局長

大蔵省国際金融  
証券取引等監視  
委員会事務局長

常任委員会専門  
事務局側

法務大臣官房審  
議官

法務大臣官房審  
議官

法務大臣官房審  
議官

日本銀行理事

安藤 隆君

参考人

○参考人の出席要求に関する件

本日の会議に付した案件

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十六日、吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠として笠井亮君が選任されました。

また、昨日、萱野茂君、和田洋子君及び海野義孝君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君、伊藤基隆君及び牛嶋正君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

ございませんか。

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

ございませんか。

○委員長(石川弘君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

ござ

味で事前指導型のことはなくなる、事後チェック型になる、こうのことあります。

同時に、その場合に大事なのは、さまざま金融商品ないしはサービスが提供をされるわけありますから、それを利用する者の中には一般の利用者、すなわち素人と言うと語弊がありますけれども、そういう方もそういう取引に参加するといふことになつてくるわけありますので、そういう一般の利用者についていろいろ保護的な規定、例えば事前によく説明しなさいよとか、そういったことを含めて利用者の保護というのはしっかりとやらなきゃならぬと、またそういう仕組みになつてあるというふうに私は理解しております。

○林芳正君 ありがとうございます。短期的に激変緩和措置ということで、しばらくはなれてもらうためにある程度のコントロールをしていく、また制度の告知をする、一〇〇一年三月までは預金を全額付保する、というのはまさにこういった激変緩和措置だと、こういうふうに思つたでござります。

そこで、一つ実例を挙げさせていただきたいわけですが、保険の分野でリスクの細分型自動車保険というものが認められるようになっておるわけでございまして、これも今までの全くの画一から、やはり保険ですからリスクに応じた料率を自由に設定してよろしいということでありますが、最初からもう何でも勝手にどんな料率でもいいですよといふうにいたしますと、これはアメリカでよく言われることは全く保険のついていらない車が走つて事故が起きたときに、保険がかかつてないものですから、その両者にお金がないといふうに思つたでござります。

そこで、このリスク細分型も、例えば年齢では一番高いところと一番安いところは一応三倍以内ぐらにおさめてください、性別についても、男

女どっちかといふと差しさわりがあるかもしませんが、一・五倍以内におさめてくれ、こんなようなことになつておるわけございまして、この趣旨に沿つておるのかなと思つわけでござります。が、一点だけ、東京は事故が多いとか、どこかの県の人は非常に運転が荒いとか、よく我々も世間で話では話すわけでございますが、この地域による区分というものが少しか過ぎるのではないかと。経過措置というものはわかるんですが、全国を七つの地域に分けてその中は一つの料率しかありません、こういう仕組みになつておるわけでござります。

例えば、私の地元は山口県でございまして、非常に運転マナーのいい県だと自負をしておるわけでございますが、近畿中国が全部一緒のブロックになつております。大阪から京都、滋賀と始まりまして島根、山口まで全部一緒のブロックになつておるものですから、この平均の事故率が、全国平均を一〇〇としますと、大阪が入つているからだと思ふんですが、一〇七になつておるわけでございます。大阪は私の家の里でございますが、どちらも思ふんですが、一〇七になつておるわけですね。ちなみに大阪は一一四でござります。

ですから、山口県の人は山口県だけ料率を組んでもらえば一〇七ではなくて九八に見合つた料率が供給されるわけでございますが、ほかのところも一緒になつておるものですから一一〇七まで払わないといけない、こんなようになつてしまつて、ここはもう少しやわらかな仕組みがとれないみたいと存じます。

○林芳正君 ありがとうございます。ぜひその方向で御検討をお願いしておきたいと思うわけでござります。

今、そういう一つの具体例を挙げたわけでございますが、まさに激変緩和措置を経てだんだんとそういうふうな自由なところへやつていくといふ中で事前規制型から事後規制型、こういうふうに申し上げたわけでござります。

そうしますと司法制度の充実というのが大変に大事になつてくるわけでございます。大蔵省関係といいますか、金融関係でも準司法的な役割を果たしてきたところ、これは証券監視委員会とが今度新しく発足します金融監督庁といふのがまさにその任を担つていくわけでございます。この辺の体制整備というのが大変に重要になつてくる、こいつうふうに思つたわけでござりますが、その辺に

つきまして御見解を賜ればと思います。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

御案内のとおり、金融監督庁は、事後チェック型の金融行政への転換に資するという観点から、民間金融機関等に対する検査・監督を専門的に行う独立の行政機関として総理府に外局として設置されるものでございます。

また、金融監督庁の設立に当たりましては、証券取引等監視委員会についても合議制機関としての現行の体制のまま金融監督庁に移管することと定めることから今御指摘のガイドラインにおきましては今まで全国一律だったものを七つの地区において、保険の対象が自動車であるということでほかの損保対象商品と比較しまして広い範囲で走行される可能性があるという特殊性がござります。それから、自動車事故というリスクも発生が広域に及ぶことも考えられるわけでございまして、そういうことから今御指摘のガイドラインにおきましては今まで全国一律だったものを七つの地区といふ大々くくりにしてみたわけでござります。

ただ、ガイドラインの中にも記載してございますが、料率を細分化する基準となる危険要因とかあるいは今もおつしやつておられた料率格差に関する規定につきましては、被害者救済に支障が生じないか否かを勘案しながら必要に応じて見直しを行つていくこととしておりまして、今後適切に対応してまいりたいと存じます。その意味で、林委員御指摘のような御意見も十分踏まえてまいりたいと存じます。

○林芳正君 ありがとうございます。ぜひその方向で御検討をお願いしておきたいと思うわけでござります。

今、そういう一つの具体例を挙げたわけでございますが、まさに激変緩和措置を経てだんだんとそういうふうな自由なところへやつしていくといふことでございまして、今お話をございましたように、この六月には金融監督庁に移管されるということになつております。

やつております仕事の内容は、証券会社に対する検査、あるいは証券市場における日々の取引を審査する日常的な市場監視、さらには悪質な行為につきまして事実を解明して検察庁に告発する犯則調査という活動でございまして、まさに事後チェック型行政そのものを今推進しているということです。

六年目に入りました、だんだん大蔵大臣に対す

件数はふえてきておりますけれども、なお私ども市場の状況を見ますと関係者の法令、ルールの遵守意識というのはまだまだないという感じがしておりますし、また私ども自身をいたしましても、例えばこの間の山一証券のいわゆる飛びし取引を過去の検査で把握できなかつたというような意味での能力の向上を國らなきやいかぬという気持ちが強いわけでございます。

今、準備室から御答弁申し上げましたように、そういうことで今年の予算におきまして特別調査官十五名の増員を認めていたましておりますが、私ども自身の努力といたしましても、事務の効率化を図るためにコンピューターシステムの拡充でございますとか、あるいはノウハウの蓄積によります市場監視手法の開発向上にいろいろと努力をしていかなければいけないなどと思っておるところでございます。

今後とも、御指摘の点を踏まえまして、体制、機能の充実に努めてまいりたいと思っております。

○林芳正君 ぜひよろしくお願ひしたいと思うわけでございます。

準司法と司法といいますか、この切れ目のない体制というのが私は大事ではないかな、こういうふうに思うわけでございまして、例えば特許庁ですとか公取ですかとか、そういうようなところといふやる司法の連携というものが今後ますます重要なになってくると思われるわけでございます。そういう意味で、例えば公取、独禁法関係でもいわゆる訴訟みたいなものを認めた方がいいのではなくいか、こういう御指摘も私は差し上げているわけでございます。

そこで、最後は準司法から司法へと行くわけでございまして、今おっしゃいましたように、人材といいますか、深みがなかなかない。今までの日本社会そのものが訴訟へ行くというのはよっぽどのことがない限り行かないわけでございまして、その事前で何とかということもあった。鶏と

卵のところがあるのではないかなと思うわけでございますが、今後はやはり司法のある意味ではサービス機能といいますか、機能の充実というものが大変に重要なつてくると思うわけでござります。

我が党でも司法制度調査会というところに特別の委員会を置きまして鋭意検討しているところでございますが、法務省からその辺の司法制度、こういう規制緩和、また法の支配に変わっていくと、いうことを踏まえた対応につきまして御見解があれば賜りたいと思います。

○説明員（河村博君）委員御指摘のように、今後金融ビッグバンを始めといたします社会の変化に伴いまして、国家の基礎を支えます司法の役割というものは一層重要なものになると考え方のわざございます。そこで、改めて、改めて司法の場における

いてござりますして、最終的には両者の間に決着がついたのであります。この問題は、國民の権利、利益に反する紛争を適正、迅速に解決する、また、さまざまルール違反と申しますか、違法行為に的確に対処していくということへ

の国民の期待は非常に高まつておるというふうに考えております。そのためには司法全体の機能を充実強化する必要があると考えております。

社会の種々の法的なニーズにこたえますために、この通常国会に司法制度を人的な面で支えます。法人口増加のための司法試験合格者増加の措置と、いうことに伴います裁判所法等の改正法律案を提

出させていただきまして、四月二十四日に参議院本会議で可決成立していただいたところでござります。

八百人程度、また来年度から年間千人程度に増加することになるわけでござりますけれども、今後

ともをも尊重といたしましては、目的を明確にしたましまして、司法の機能を充実強化するため意欲的に取り組んで適切な方策を講じてまいりたいと考えております。○林芳正君　ありがとうございました。ぜひその方向でお願いをいたしたいと思うんです。

今、司法試験のお話がありましたけれども、アメリカ型社会では、そこまで全部裁判になつては困るわけでございますが、いわゆる司法試験に当たるバーイグザムというのがございまして、これは州別にやるんですけども、日本でいうとちょうど医師の国家試験的な感じでございます。受けた人は大体受かる。日本の場合は、大臣も法曹でいらっしゃいますが、大臣のような大変に優秀な方しか司法試験には受からない、こういう厳しい仕組みになつておりますので、社会に対応して少しその枠を広げる方向でぜひやつていただきたい、こう思つております。

そこで、各論に入らせていただきますが、まずSPCの関係につきまして若干質問させていただきたいんです。

今、トータルプランというのが出ておりますけれども、不動産などの資産の流動化を図るということで大変画期的な法律だと、こういうふうに思つておるわけでございます。結局、資産担保証券、アセット・パックト・セキュリティ、いわゆるABSを発行するためのものであります。これを発行した後、市場にきちんと受け入れられて流通していくかないとせつからSPCをつくつてもとのもくあみだということになるわけでござりますが、市場にどういうふうに受け入れられるのか、またそのためには今回の審議しております法律でどのような措置を講じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○政府委員山口公生君　お答え申し上げます。

今回御審議賜つておりますSPC法案で新しいタイプの株式会社ではない形の法人を認めていただくと。これは今の商法の規定ですと取締役が三人以上、最低資本金も一千万とかなりバーが高くなつておりますが、これを一人以上、三百万といふように下げる、あるいは税法上も法人税の扱いを導管理論を通して、それを原則としてかけないといふよういろいろな形をまずとさせていただいだといふことが一つの特徴でございます。

もう一つは、金銭債権、つまり貸出金とかある

いは不動産等を切り離してこのSPCが買取る、それを背景にアセット・パックト・セキュリティーという形で債券を発行するわけでございま  
すが、通常考えております債券というのは社債券  
が普通で、それは確定利付で払えなくなるとデ  
フォルトをすぐ起こすという形になつております  
が、今回御審議賜つております中身はエクイ  
ティ型、つまり優先株のようなものもあわせて  
出せる、あるいは、それだけでも構いませんが、  
それとデット型、つまり社債券のようなもの、そ  
れからCP型みたいなものを組み合わせて出せる

と。  
そうしますと、価格変動リスクがあります。例  
えば不動産をアセットパックトのアセットにした  
場合には変動がございます。その変動のリスクと  
いうよりもこういふマイナス型のリスクでござります。

れこもののがこのコクイテー形式の音節で取扱つてある。値上がりすればかなりもうけが出ますし、値下がりすればそれは価値が落ちるということ、非常にうまくそこを吸収できるという形で、

市場としてはかなりハイリスク・ハイリターン的なものになる可能性はあります、合理的な価格設定さえ行われば、それは流通も大いにできるんだろうと思ひます。

最初から公募の形になるのか、しばらくは私募の形でいくのかという点につきましては、恐らく後者ではないかと思うわけでございますが、その後者ではなか法的な仕組みとしましても、ディスクロー

ジャーを相当徹底させるようにしております。  
それと、もう一つはコーポレートガバナンスの  
仕組みも入れてございまして、もう任せっきりと  
いうことはなく、例えば具体的に申し上げま

すと、優先出資証券への出資者については役員の任免に係る一定の議決権を認めるとか、株式会社でい、ます二例の株主代表訴訟がなされたもの、

といふに考えております。

○林芳正君 ありがとうございました。

局長がおっしゃったように、特にエクイティ型を入れたわけでございますので、このエクイティーファイナンスをした人のコーポレートガバナンスへのかかわりというのは大変大事なポイントだと思います。それだけハイリスクをとつていただくわけですから、これは勝手にいろいろやらねいである程度歯止めをつけるというのはうまく仕組んでいただいたなど、こういうふうに思つておるわけでございます。

そこで、法務省、来ておられると思いますが、

今度これをつくった一つの原因として、債権譲渡の原則というものは全部債務者に通知をしないと対抗要件が具備されないということで、それは余りに権利関係がふくそうしておりまして大変でござりますから、これは一括して登記をすることに足かもしませんが、それを必要としておるよう

に読めるわけでございます。きょうまたまた法務委員会でも同時に審議をしておりましてそちらでも出るかもしれません、せつくるつくつたのであればもう少しこの通知とかその辺の事務の煩雑さを緩和できる方途がないのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(吉戒修一君) お答え申し上げます。今、委員御指摘のとおり、債権譲渡特例法案、これは正式には債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案と、うふうに申しますが、本日、法務委員会の方で御審議いただいております。

内容でござりますけれども、これは債権譲渡の手続を簡素化いたしましてその円滑化を図るために、今御指摘のとおり、債権譲渡の対抗要件を第三者対抗要件であります債権譲渡登記と債務者対抗要件であります債務者に対する通知、この二つ

に分けております。

こういうふうに対抗要件を分離いたしましたのは、最近の債権譲渡取引、殊にSIPCが行います債権流動化の場面におきましては、債権を譲渡いたしましてもなお譲渡人であるもとの債権者が不能再度歯止めをつけるというのはうまく仕組んでいただいたなど、こういうふうに思つておるわけでございます。

そこで、法務省、来ておられると思いますが、

今度これをつくった一つの原因として、債権譲渡の原則というものは全部債務者に通知をしないと対

抗要件が具備されないということで、それは余りに権利関係がふくそうしておりまして大変でござ

ります。

したがいまして、先生御指摘のとおり、なおそ

れども、

いま

す。

会議の場でも特にアメリカの主導で電子商取引についても新たな課税をしないというような方向性が出ておるようでございます。

これについてはアメリカの国内では連邦政府と地方の州との間では大分確執があるようでございますが、このような動きに合わせて我が国もどちらかというと自由な方向で歩調を合わせておるよう論調は見ております。

一方、ヨーロッパは割とアメリカでいうと州の方に近い立場でありまして、商取引をするからには原則課税である、こういうような立場だというふうに聞こえます。

○政府委員(山口公生君) 稅の話あるいは関税の話、いろいろ多岐にわたる個別分野での問題が生じてくる難しい問題だと思います。  
御旨商とのおり、青銀通電支局がいろいろ進歩

しておられますので、インターネット等を活用した電子商取引の発達が非常に進むことが予想されます。そうした場合に、国際的な動きとしても、こういったものに課税をするのかしないのか、あるいは関税をかけるのかかけないのか、かけるとしたらどういう形でやるのかとかいう問題が生じるわけでございます。今まで予測していなかつたような事態が発生するわけでございます。

今、先生から御紹介いたしましたような点は、各国とも問題意識を持っておりまして、G8の外相・蔵相合同会合でもこの電子商取引についての議論がなされております。さらに、今私が申し上げた関税と税等の個別分野におきましてもそれぞれ検討の場、WTOとかOECDという場で議論が進められております。

そういう状況があつたわけですが、実態の方があなたが行くわけでござりますけれども、事通貨といいますかマネーということになりますと、一方で国家の通貨高権といつもののがござりますが、どちら、全くこの国家の通貨と一緒にものということがありますとこれは財政というよりも金融政策の方に大きな影響が出てくる可能性があるわけですが、ございまして、勝手にどんどん電子マネーが出ていくて、為替もどんどん自由にサイバーの中で動くようになるとこれは外為にもかかわってきますし、通貨の発行量の管理というのがなかなか難しくなるのではないかなど。そこまでいくとまだサインレスファイクションの域を脱しないような気も私はいたすわけでございます。

そういうような状況を踏まえて、なるべくいろんな技術を持つた人やいろんな新しい商売をしようと/or>する人の意欲を引き出すような形で、しかも消費者といいますか利用者が不測の損害をこうむらないようにしていくために電子マネーや電子決済というものの環境整備をうまくやっていかなければならぬ、こういうふうに思うわけでござりますが、この辺について検討状況を教えていただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先ほど来の先生の御指摘の中でもう一つ大切なポイントはこの電子マネー、電子決済の部分でございます。

これも各國とも技術進歩とともにかなり事實上いろいろな実験がそろそろ実用段階にというふうになつてきております。したがつて、各國ともいろいろな今御指摘のあつたような問題点を何らかの形で早く結論を出して対応しなきゃいけないという意識があります。

我が国も当国会での御指摘もございましたし、昨年の十月から金融制度調査会のもとで懇談会を開催しておりますと、大変熱心な御議論をいただいております。

考え方をベースに考えておりまして、同時に利用者の保護、決済システムの安定性というようなことに配慮する観点から、取引のルールあるいは発行体の適格性、発行体が破綻したときにどう対応するかと、いろいろな点について御検討をいただいておりまして、何を見えないもの、またやつたことがないものでございますので非常に難しゅうござりますけれども、やはりこれも緊急制度の整備を図つていくことが必要だらうというふうに思つて相当議論をハイビッチでやつておる状況でございます。

○林芳正君 その懇談会の答申の今後のスケジュールがもしわかりあれば、ちょっとそれについて教えていただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) そろそろこの懇談会で何らかの中間的な取りまとめをお願いしたいというような気持ちでおりまして、例えば利用者に対する説明の義務をどうするかとか情報開示制度の整備をどうするかとか、あるいは電子マネーを発行する発行体の範囲を金融機関以外にも認めるかどうかとか、あるいは電子マネーの発行見合い資金というのがあるわけですから、この発行見合いで資金を適切に保全するための分別管理等の制度を整備するのかしないのかといったかなり具体性を持つた中間的な取りまとめをそろそろお願ひしたいというふうに考えておる次第でございます。

○林芳正君 そろそろということでおきましたので御期待をしてお待ち申し上げたい、こういうふうに思うわけでございます。

今まさに局長がおっしゃいましたように、準備金なんかもは形を変えた自己資本比率みたいなものでございまして、どこへ設定するのかというのは消費者の保護とこの業務の自由性というようなものの引っ張り合いになるのかな、こう思います。また、金融機関以外のところにこれを認めるかどうかというのも大変大事な論点になつてくると思いまますがなるべく広く御検討を賜ればと、こういうふうに思うわけでございます。

それで、日銀に来ていただいておると思うんで

すが、この件もぜひいろいろお聞きしたいことがあります。  
聞くところによりますと、日銀もNTTさんと共同で転々流通してしかも履歴がわからないといふような通貨のプロトタイプについて御研究をされてるということがありますか、きょうはこれではなくて、これと若干違いますが、同じ通貨という意味で、このピッグバンが進展していくまして、去年からは金融のシステムクリスクというのがよく言われておりますが、これが自ら責任ということになりますとやはり銀行の方も、また金融機関個々も自己責任でだめなところは退出していくてもらうということ最も悪の場合は出てくる、こういうことでありますが、これが全体のシステムに対してなるべく波及しないようにしていかなければいけないと思うわけでございます。

○参考人(安斎隆君) お答えします。

先生おっしゃいましたように、決済システムの運営上一番重要なことはいかにして効率的、エフイシエントにやるかということ、もう一つの要請は安全にやるか、この二つがございます。我々もこの二つの観点から技術進歩に合わせた格好でいろんな手を打つております。

それで、先生御承知のように、日本銀行のバランスシートを見ますと、日本銀行は金融政策を行うだけじゃなくて決済、そのときにお札を出します。お札というのは日本銀行の借金になっています。このお札といつでも代替できるので当座預金あるいは準備預金と言われるときもありますけれども、それを持っています。お札は国民の資産になっています。我々の負債であります。同じように、当座預金は我々の負債です。一方で民間金融機関の資産になつていています。

我々は、お札の使い方については国民に、折つて使つちゃいけないとか、そういう指示をしていません。どういうふうに使おうと自由です。しかし、当座預金は金融機関が債権者で、金融機関間でこの当座預金という資産を移転する格好で決済するわけです。ここにはいろんなマーケットの取引慣行に応じた決済の仕方があって、それが我々のところの決済に最終的に乗つかつてくるわけです。

ですから、何か日本銀行がさつとやればできるといふものではなくて、あくまで債権者との間で協議して整々と進めるべきもの。整々といふのは、我々も早くやりたいんです。しかし、安全で、でき上がったときはスムーズにくくといふにわざですから、みんなに知つてもらおう、そういうことをやります。そういうことで、現時点ではシステム開発上は基本構想から基本要件の設定、あるいは業務要件、詳細設計、プログラミングあるいはテスト、こう

いうふうに移つてきていますけれども、日本銀行のその当座預金のRTGSの部分につきまして

は、業務要件の確定が来月、六月にもう終わります。それで、いよいよ詳細設計とコンピューターの文字を使ったプログラミングに入るわけです。

一方、日本銀行はそれと同時に国債系

債の移転と日本銀行の当座預金は同時に売買する

と移転するというシステムをやっていますので、

これも同じように同じタイミングでスタートでき

るようになっております。

そういうことで、私もこのコンピューターの仕事を長くやりましたけれども、始まつたとき

に、何か問題が起つたといつても戻ると

すごいコストと時間と人手がかかるということ

で、あくまで相手といふか民間との協議を経なが

ら、スムーズといふんですか、整々と整々とやつ

ていかなくちやいけないということで、しかして

きるだけ早く、ということでござりますので、我々

もとにかく二〇〇〇年の年末までには完成させた

いということで一生懸命やつておるところでござ

ります。

ぜひ、整々とやりたいということを、先生、

御理解いただきたく存じます。

○林芳正君 ありがとうございました。まさに整々と進めていくつていただきたいと思うわけですが、ございまして、整々と進めていただくため

にまたお帰りになつてお仕事を続けていただいた

らと思います。ありがとうございます。

それで、証券取引法の関係でお聞きをしたいわ

けでございます。

今回の証取法の目玉の一つは何といいましても

あるのか、あるいは取引所外でもいいですかとい

う点につきましては、これは当然投資者が明示的

に取引所外での取引を希望した場合のみ取引所外

で執行されるということになるわけでござります

が、そういったことによりまして多様な先ほど申

し述べました投資者のニーズに十分にこたえてい

くことが可能になるというふうに認識をして

いるところでございます。

○林芳正君 そこで、もう一点でございますが、

い売り買い、ビジネスチャンスといふとあれでござりますが、何がどういうふうに変わつていくの

かということをまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(山本昇君) お答えいたします。

現在、上場株券等の取引は取引所に集中すると

いうことが義務づけられているわけでございま

す。このいわゆる取引所集中義務というものは、取

引所に株券の売買、これを全部集中させることに

よりまして取引所市場に厚みを加えることにより

まして公正な価格形成に資することを目的

としたものでございます。

ところが、最近では今まで難しい市場

ニーズというものがいろいろ出ております。

一つは機関化現象とかといったようなこともあります

わけでござりますけれども、投資者の市場に対するニーズというものは執行の迅速性とかあるいは

マーケットインパクトの回避等が多様なものに

なってきているわけでござります。株式資本の大

口化とかあるいはバスケット化が進んで、これが

なかなか今のようなニーズにうまく対応できない

という状況になつてきているわけでござります。

したがいまして、もちろん取引所集中義務とい

うものの撤廃に当たりましては、取引の公正性、

透明性を担保する、こういう仕組みは当然考えて

けれども、この取引所集中義務を撤廃することに

よりまして投資者はさまざまなる取引の場といふも

のを選択することが可能になるわけでございま

す。

もちろんのことながら、投資者は取引所で執行

するのか、あるいは取引所外でもいいですかとい

う点につきましては、これは当然投資者が明示的

に取引所外での取引を希望した場合のみ取引所外

で執行されるということになるわけでござります

が、そういったことによりまして多様な先ほど申

し述べました投資者のニーズに十分にこたえてい

くことが可能になるというふうに認識をして

いるところでございます。

○政府委員(山本昇君) 委員御指摘のとおり、ア

メリカというのは非常に株式の流通市場の構造と

見直しはどういうことをやりになるのか、また

このPTSということができるわけでございますが、そういうことがあつたときにどういうことができるよ

うになるのかと、いうことをお聞きしたいと思いま

す。

例えば、先ほど電子マネーの話をしましたけれ

ども、インターネットの中でディスクロージャー

をすることによってインターネットでいわゆるP

TSを組んでおられるところがあるということも

聞いたことがあるわけでございますが、そういう

うふうに思うわけでございます。

例え、先ほど電子マネーの話をしましたけれ

ども、インターネットの中でディスクロージャー

をすることによってインターネットでいわゆるP

TSを組んでおられるところがあるということも

聞いたことがあるわけでございますが、そういう

うふうに思うわけでございます。

例えば、先ほど電子マネーの話をしましたけれ

ども、インターネットの中でディスクロージャー

をすることによってインターネットでいわゆるP

TSを組んでおられるところがあるということも

聞いたことがあるわけでございますが、そういう

うふうに思うわけでございます。

○政府委員(山本昇君) 委員御指摘のとおり、ア

メリカというのは非常に株式の流通市場の構造と

見直しはどういうことをやりになるのか、また

このPTSということができるわけでございますが、

聞いたことがあります。

それに対しまして我が国の場合には取引所市場、

これが主たる取引所である、そして店頭登録市場、

先ほどちょっとと特別市場のことにもお触れになり

ましたけれども、いわゆる店頭登録市場の構造と

見直しはどういうことをやりになるのか、また

このPTSということができるわけでございますが、

聞いたことがあります。

○政府委員(山本昇君) 委員御指摘のとおり、ア

メリカというのは非常に株式の流通市場の構造と

見直しはどういうことをやりになるのか、また

このPTSということができるわけでございますが、

店頭登録市場の位置づけの見直し、あるいは委員会が今お触れになりましたPTS、私設取引システム、こういったものを証券業として位置づけることによりまして日本の証券市場の姿というものを

従来の取引所市場を中心としたものからアメリカに見られるようなそれぞれの取引の場が相互に競争・併存していく、こういう姿に変化していくのではないかということを今考えもし、また期待もしているところでございます。

こうした枠組みの中で、それぞれの市場なりあるいはPTSのこのシステム、これがその機能を発揮しながら多様な取引の場を提供することによりまして、我が国の証券市場が全体として投資者、資金調達者の多様なニーズにこたえ得る効率的な市場というものの、こういったものの構築、それを目指していきたいというふうに考えていくところをございます。

○林芳正君 ありがとうございました。

今お触れになつたように、ピンクシートとかOTC、ピュレッティン・ボードというものが、NASDAQもそうですねけれども、並立していると

いうことにぜひ我が国のシステムもなつていただきたいたいなと思うわけでございます。

昨日、経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会で法案を上げました。いわゆる貸し渋りというものが言われておりますが、これはいろいろ議論があるところでありますけれども、間接金融がなかなか難しかったときにいわゆるエクイティ市場で資金調達をする道を、先ほど局長がおっしゃったように、幼稚園からずっと義務教育のところもローカルも全部あるというふうにすることが、すぐにというわけではないでしようけれども、銀行、いわゆる間接金融の部門との競争と、いうことも通じてより資金調達の面でもオプションが広がるのではないかなど、これはぜひ積極的に進めいただきたいと、こういうふうに思つうわけでございます。

次に、企業会計、それから国際会計基準について若干総論的な質問をしたいと思うんです。

基本的に今回から連結ベースで開示をしようとすることになつていくということでございますが、今までどこかが変わつていくのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(山本晃君) お答えいたします。

近年、我が国の経済活動というのも子会社等を通じたもの、そういうものが多くなつております。また、海外での資金調達の活発化ということも急速に進展をしているわけでございます。こういった中で、的確な投資判断をしていくというた

めには、企業集団に係る情報開示というものが一層重要なものというふうに考えられるわけでございます。

このため、今般の法律案におきましては、こうした国際的な動向も踏まえまして、投資者に対する適切な情報提供の観点から、今まで個別企業中心のディスクロージャーというものでございましたが、これを連結、つまり企業集団中心のディスクロージャーへの転換のための規定整備を行つてあるところでございます。

この連結ベースのディスクロージャーへの転換の内容といたしましては、企業会計審議会の意見書を踏まえまして、連結対象となる子会社等の範囲を拡大する、あるいは営業の状況等の開示を連結ベースで行つ、こういった措置を行つていくことにしてあるところでございます。

○林芳正君 ありがとうございました。

先ほど持ち株会社のお話をしましたけれども、だんだん業態が、いろんなオプションが出てくるようになりますと、まさに連結で見ないと本当のグループ全体としての数字がどういうふうになつてゐるのかよくわからない。そのよくわからない緊の課題であるのがいわゆる金融商品の時価評価の問題でございます。これにつきましては、ASと言つておりますけれども、こういったものの検討も進められているところでございますが、取引関係者の信頼を確保するためには、企業のディスクロージャーの透明性、信頼性を高めることが重要でございます。現在、国際会計基準、IASと言つておりますけれども、こういったもの

の検討も進められているところでございますが、こういつたことも踏まえつつ、我が国会計基準の一層の整備が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

時価評価の問題に関しては、国際的にも喫緊の課題であるのがいわゆる金融商品の時価評価の会計基準の問題でございます。これにつきましても、いろいろな動きがあるわけでござりますけれども、私どもとしてもこの国際的な動向を踏まえながら現在企業会計審議会におきまして精力的に審議を進めているところでございまして、できれば近いうちに何らかの形で公開提案を出せばいいといったくのは大事だと思います。

もう一点、時価評価ということも今回のビッグバンに伴つていろんなところで言われておるわけ

でございます。これも方向的にはだんだん時価評価にしていただかなればならないわけですが、テクニカルに、技術的に大変難しいところもあると思いますのは、例えばデリバティブなんかの時価評価というのは、毎日刻々株式や為替は動いておりますから、じやどの時点でやるのか、指し値というか気配値みたいなのを有価証券報告書に毎日出すというわけにはいかないわけでございます。

この時価評価は、方向性としてはそなんですが、今後そのような技術的な難しい部分をどういうふうに取り込んで、どういうふうな方向でやつていくのか、そこについてお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(山本晃君) この時価評価の問題については非常に、委員御指摘のとおり、難しい問題もあるわけでございます。ただ、日本のいわゆる公開された企業に対します内外の投資家あるいは取引関係者の信頼を確保するためには、企業の

ディスクロージャーの透明性、信頼性を高めることが重要でございます。現在、国際会計基準、IASと言つておりますけれども、こういつたもの

の検討も進められているところでございますが、こういつたことも踏まえつつ、我が国会計基準の一層の整備が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

実は平成八年十月十七日付で経済審議会の行動計画委員会金融ワーキンググループといふところが「わが国金融システムの活性化のために」という提言をまとめておられまして、その中にもやはり可変料率というものを御検討いたしかねればいけない、こういうふうに思うわけでございます。

今すぐというのはなかなか難しいと思うんですが、将来的にはリスクに見合った額をやると。そのリスクの算定について、例えば早期は正のとき

に使つてはいるような自己資本比率でやるのかどうかという技術的な問題があるわけでございますが、基本的にはペイオフが始まることでござります。

そこで次に、預金保険機関、それから投資者保護基金ですか、これについて若干質問を差し上げたいと思うんです。

預金保険の保険料、先ほど冒頭で自動車の保険を通じたもの、そういうものが多くなつております。また、過渡期でありますから今すぐ保険するということでありますから、今は預保険といふことはないのですが、現在は過渡期でありますから今すぐ保険するということです。

この保険料は、リスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険するということでありますから今すぐ保険することではないのでございますが、やはり保険といふのはリスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険するということでありますから今すぐ保険することではないのでございますが、やはり保険といふのはリスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険するということでありますから今すぐ保険することではないのでございますが、やはり保険といふのはリスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険するということでありますから今すぐ保険することではないのでございますが、やはり保険といふのはリスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険する

と思います。

そこで次に、預金保険機関、それから投資者保護基金ですか、これについて若干質問を差し上げたいと思うんです。

預金保険の保険料、先ほど冒頭で自動車の保険を通じたもの、そういうものが多くなつております。また、過渡期でありますから今すぐ保険するということでありますから、今は預保険といふことはないのですが、現在は過渡期でありますから今すぐ保険するということです。

この保険料は、リスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険するということでありますから今すぐ保険することではないのでございますが、やはり保険といふのはリスクに見合った保険料を払う、私もいろんな委員会で何回か取り上げさせていたいたわけでございますが、預金保険の保険料についても保険する

と思います。

○林芳正君 ぜひ鋭意御検討をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の可変的預金保険料につきましては、米国では採用してござります。我が国においてこれが可能かどうかにつきまございますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の可変的預金保険料につきましては、米国では採用してござります。我が国においてこれが可能かどうかにつきましては、林先生御指摘のよう、今直ちにやることは難しかろうと。これは財務状況が比較的劣位にあるところがより重い負担をかけられるということはせつから自助努力をしようというところの芽を摘んでしまわないかという懸念もあるわけでございますから、この連結ベースをどんどん進めていく

ござりますので、現下の経済情勢のもとでは導入は難しいと言わざるを得ないと思ひます。

ただ、将来の検討課題ということではあるうかと思ひます。いつの時点でということを申し上げられる状況ではございませんけれども、そういうふた保険料のあり方といふこともいろいろと多角的に考えていかなければならぬ問題だというふうに思つております。

そこでもう一点だけ預金保険機構についてお尋ねするわけでございますが、この預金保険機構が金融機関に対して保険を付保しておる、預金に

対して、ということは、例えば日銀は考査に入られるといふ。大蔵省は銀行検査に入られるといふ。自分が保険を掛けていたところに對して預金保険機構本体がその趣旨に従つて必要な検査を行つたらどうかといふような御指摘もあるわけでござい。まして、ほかの国ではそういうことをやつていて、たしかアメリカだつたと思いますが、ところもあるわけでございますが、今すぐといふのではないでございまが、先ほつて河野先生から各月額にこ

○政府委員(山口公生君) 今の御指摘の点につきましては、預金保険機構自体にまた新たなる検査課題が生じたことは、確かであります。ただ、その問題をもつて問題となるべきは、必ずしも預定期間から見て、まだそれほど長いものでない限り、問題にはならないのであります。

機関を置くところには、確かにハラフ面も多めらしいと思いますけれども、逆に大変なコストの負担があるいはまた人員が必要というような点もござります。現行法上、預金保険法では預金保険機構にある程度の権能を与えておりまして、「業務を行うため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。」という規定がございますし、また国や日本銀行等は「機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしておられます。

現在でも国の検査、日本銀行の考查というふうにやっております。こうした請求権を活用して円

滑な業務が行われる形になつておりますので、現時点においてその必要があるかどうかについては引き続き検討すべき問題があるかとは思います。○林芳正君 確かにいろんなところが同じような検査をどんどんやつても余り、今度は受ける方も大変でござりますから、今、局長がおっしゃったように、例えば考査と検査、全体の枠の中で一緒にやるのは一緒にやるし、情報を共有するならするという考え方で御検討賜ればというふうに思うる

わけでござります。

な保証がつくということをございます。預金保険の方でいわゆる全体で三兆円のあれをつくりましたときと同じような議論なのでござりますけれども、ただ預金保険の方は預金でござりますからなかなか預金をするなど言つわけにはいかないわけでございまして、これはやはりある程度公的な保証をして預金を守るということは理屈が通るような気がするわけでございます。

この機会に投資する方の力にいれる材料を貢献する  
の資産でございますから、リスクを承知の上で、  
冒頭申し上げましたように、自己責任によつて  
やつている度合いが預金に比べて大分強いと思う  
わけでございまして、その保険になる投資者保護  
をつとめて、安心してお取扱いください。

基金について、釐議統和で預金保険と横並びでございますが、その間はともかく、将来ずっと投資家が自己責任でやっているところも最終的には公的な保証がつくなどというのはちょっと預金保険と同列には考えにくいなど、こう思うわけでござりますが、その点についてどういう御見解でございましょうか。

○政府委員 山本晃君) 投資者保護基金といいますものは、証券会社が破綻した場合にその顧客の預かり資産、この返還につきまして万全を期すためのものでございまして、証券投資自体のリスクとは別の次元のものではないかというふうに認識をしているわけでござります。

基本的には、投資者保護基金による補償といい

ますものは、証券会社が納付する負担金を充てる  
ことを基本としているわけでございます。しかし  
ながら、現下の金融システムをめぐる状況や顧客  
資産を保全するための分別管理、これをこれから  
やっていくわけでござりますけれども、この定着  
度合い、こういったものの考え方まして、基金の資  
金面での準備を万全なものとし、基金に対する投  
資家の信頼の確保を期するために二〇〇一年三月  
までといういわば时限的なものといたしまして、

それまでの破綻の処理につきまして日銀からの借り入れあるいは政府の債務保証を可能とする、こういう措置を講じたところでございます。

○林芳正君 その後はまだということでおざいま  
しょうけれども、業態の間がこのピックパンで大  
分なくなつてきますと、確かに株式投資だけがそ  
こでということではないと思いますし、いろんな  
総合口座が出てきますと銀行と同じような感覚で  
そこへ入れていくという人も出てくるでしょう  
し、また証券会社自体が自社アカウントのトレー  
ディングということも出てくるでしょうし、その  
辺は今一歩引いて見ておきたいところですが、さすがに

自分はよく分別をしていたたいて特に証券会社が自分でやっているトレーディングなら全く関係ないわけですが、個人の資産の場合も預金的な考え方として総合口座で入れてある部分とこれはリスクマネーだということで投資に回しているところです。

部分というのはやはり厳密に区別をしていただきて、なるべく公的な保証というのはその最低限の部分にとどめていく方向で御検討していくだくことをお願いしておきたいと思うわけでございます。

そこで、一応我が国の方も検討していくといふふうになつておるわけでございますが、ここに消費者保護の観点というものが入っていくのかといふことと、それから、今申し上げましたように特にイギリス等では金融サービス法というものがあるようでございますが、各国でどういう取り組みが行われておるかをちょっと教えていただいて、今後我が国がこの金融サービス法についてどうい

○政府委員(山口公生君) 金融サービス法についてのお尋ねでございますが、この機動的なルールを確立するということの背景には今後ビッグバンに従いいろいろな商品が出てくるであろうということが考え方の背景にあるわけでございますが、そのさらに目的とするものは消費者の保護というのが当然そこには考え方としてあるわけでございます。したがって、御指摘の点については、消費者保護の観点が入るということだろうと思います。

諸外国を見ますと、イギリスでは八六年に金融サービス法が制定されまして横断的な業法が制定されたということでございます。その背景は、証券業務にかかるスキャンドルの発生によって証券あるいは投資業務を包括的に規制する法律が必要だという声がちょうどビッグバンとともに高まつたわけでございます。したがって、イギリスにおける金融サービス法というのがよく引用されますのは、そういう歴史を持つた成果でございます。ドイツとかフランスは、九三年に出されましたEUの投資サービス指令を受けまして、現在、国内の法制度の整備を進めているというふうに聞いております。アメリカでは我が国と同様にその法体系が縦割りになつておりますこともありまして、多数の判例を通じまして、いわゆる証取法上の証券の概念をかなり幅広く解釈するというような形で実質的に金融サービス法的な運用をしているというふうに聞いております。

今後、我が国でも、この国会でも随分御指摘がございましたし、金融関連の法制、これは各省に相当またがつて行政、司法によるルールの実効性の確保をどうするか、ルールをつくったというだけでもいけませんので、いわゆる実効性の確保をどう視野に入れしていくかというような総合的な検討をやるというようなことを進めて、この金融システム改革の進展状況をにらみながら、幅広く、また真剣に検討を進めていかたいというふうに考えております。

○林芳正君 ありがとうございました。  
そういう方向で御検討賜りたいんですけど、冒頭に自己責任というお話をいたしましたけれども、おどつつの参考人の質疑のときにも若干参考人の間で意見が当然のことながら異なっておつたわけではございませんが、適合性の原則というものがございまして、そもそも離し過ぎる説明をやつたから、それで後はそれをやつたのは自己責任だというところがポイントになるのかなと、こういうふうに思つてございます。今、局長がおつしやいましたように、実効性ということと基本的に自己責任といふものをどこまで入れていくのか、また、これは先ほど冒頭で申し上げましたように、事前に行政である程度やるのか。自由にやってもらうところを広げて、そのかわり後で司法で、民商法、刑法とあるわけでございますからそこで入つていいくのかといふこともいろいろかかるなと思います。新しい商品がどんどん出てきて、出てくる前からそういう商品を予想して、これは適合する、しないということをやつてみてもなかなか難しいわけでございまして、先ほど電子マネーのところもありましたけれども、実態との平仄を合わせていかなければいけない、こういうふうに思うわけでございまして、鋭意御検討を賜りたいとお願ひをしておきたいと思います。

それで、税制についてございますが、今回特に有価証券取引税というのを一年かけてなくしていくということで、これが株式市場の活性化につながればというふうに思うわけでございます。一方で、譲渡益課税というものが別の世界であるわけでございまして、この関係について参考人からもおどつといろんなお話をあつたわけでございますが、譲渡益課税について、この有価証券取引税が廃止された前提で今後どういうような見直しをされていかれるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(尾原榮夫君) 御承知のように、先般お認めいただきました平成十年度税制改正、金融

システム改革に税制の面から対応していくという

ことで有価証券取引税の税率を半分にさせていた

だきました。ただ、その際、株式譲渡益課税でござりますが、このようないくつかの現行の制度のまま維持することとされたわけでございま

す。

この現行の株式譲渡益課税でござりますが、こ

れはもう御承知のように申告分離と源泉分離の二

つの方式のいずれかを選択されることになつてい

るわけでござります。特に源泉分離課税を選択し

た場合どういうことになるかといいますと、譲渡

益が幾ら大きても売却代金の五・二五%を譲渡

益とみなすわけでございまして、それに二割の税

率をかける、結果的に売却代金の一・〇五%を納

税いただければそれで譲渡益の課税関係が終了す

る、これはどうも税の公平という面から見ていか

がであろうかという指摘が前々からなされている

わけでござります。

そういうこともございまして、平成十年度の税

制改正についての答申でございますが、株式譲渡

益課税については将来の方向として申告分離課税

に一本化することが適正化の方向ではないかとい

うふう御指摘もいただいております。

したがいまして、今言われておりますような状

況、指摘を踏まえまして、また今後の証券市場が

どうなつて金融システム改革の進展状況がどう

なっていくかということも勘案していく必要がござりますが、今言つたようなことを踏まえながら

この譲渡益課税について適正化を検討してまいり

たいと、こういうふうに思つていろいろなところ

でござります。

○林芳正君 ありがとうございました。

株式事情がこういう状況でござりますから、それを見なが

ら御検討を賜りたいと、こういうふうに思います。

そこで、若干この法律そのものとは離れるわけ

でござりますが、けさも全国紙に格付機関、ムー

ディーズだつたと思いますが、日本の銀行の格付

を下げる方向でというふうに思います。

たしかAPECだつたと思いますけれども、

特にアジアの首脳からは、感情的な部分もあるか

もしれませんが、これは民間の企業でありますけ

れども、欧米の格付機関が格付を下げていく、そ

れによっていろんな金融危機の引き金を引いた

り、右往左往させられた、これはおかしいのでは

ないかというふうな御発言があつたというのは報

道で私も承知をしておるわけでございますが、

きょうまさにそれがまたあつたわけでございま

す。

外資系といいますが、海外の格付機関の格付と

いうものに一喜一憂して、そのたびにあつたと

するということはどうもびんとこないわけでござ

いまして、たしか八〇年代に我が国でも格付機関

をつくるんだということで何社か発足をしたと記

憶をしておりますが、その後格付に対し余り関

心がなかつたといいますか、ある意味では非常に

いまして、たしか八〇年代に我が国でも格付機関

をつくるんだということで何社か発足をしたと記

憶をしておりますが、その後格付に対し余り関

心がなかつたといいますか、ある意味では非常に

いたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつてているとい

う状況がござります。

これに対しまして日本格付機関といふのはま

だ歴史が浅いわけではござりますけれども、今後

いわゆる金融システム改革が進行していく中で、

やはり日本の格付機関といふのもその役割を高

めていくつはし、そして市場の信頼性を高めて

いく必要があるんだというふうに思います。あと

もう一点は、やはり何にも増して企業自身の積極

的なディスクロージャーのお話も最後に

出ましたけれども、格付といふのは銀行そのもの

とか金融機関そのものではなくてその機関が出す

債券についてというものが原則である、こういう

ふうに思うわけでござります。今おつしやつたよ

うなつて金融システム改革の進展状況がどう

なつていくかということも勘案していく必要がござりますが、今言つたようなことを踏まえながら

この譲渡益課税について適正化を検討してまいり

たいと、こういうふうに思つていろいろなところ

でござります。

○林芳正君 ありがとうございました。

株式事情がこういう状況でござりますから、それを見なが

ら御検討を賜りたいと、こういうふうに思います。

そこで、若干この法律そのものとは離れるわけ

でござりますが、けさも全国紙に格付機関、ムー

ディーズだつたと思いますが、日本の銀行の格付

を下げる方向でというふうに思います。

たしかAPECだつたと思いますけれども、

特にアジアの首脳からは、感情的な部分もあるか

もしれませんが、これは民間の企業でありますけ

れども、欧米の格付機関が格付を下げていく、そ

れによっていろんな金融危機の引き金を引いた

り、右往左往させられた、これはおかしいのでは

ないかというふうな御発言があつたというのは報

道で私も承知をしておるわけでございますが、

きょうまさにそれがまたあつたわけでございま

す。

外資系といいますが、海外の格付機関の格付と

いうものに一喜一憂して、そのたびにあつたと

するということはどうもびんとこないわけでござ

いまして、たしか八〇年代に我が国でも格付機関

をつくるんだということで何社か発足をしたと記

憶をしておりますが、その後格付に対し余り関

心がなかつたといいますか、ある意味では非常に

いたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつてているとい

う状況がござります。

特に、格付につきましてはアメリカがいわば先

進国でございまして、もう二十世紀の初頭から実

は格付機関のムーディーズなんというのは生まれ

てたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつているとい

う状況がござります。

これに対しまして日本格付機関といふのはま

だ歴史が浅いわけではござりますけれども、今後

いわゆる金融システム改革が進行していく中で、

やはり日本の格付機関といふのもその役割を高

めていくつはし、そして市場の信頼性を高めて

いく必要があるんだというふうに思います。あと

もう一点は、やはり何にも増して企業自身の積極

的なディスクロージャーのお話も最後に

出ましたけれども、格付といふのは銀行そのもの

とか金融機関そのものではなくてその機関が出す

債券についてというものが原則である、こういう

ふうに思うわけでござります。今おつしやつたよ

うなつて金融システム改革の進展状況がどう

なつていくかということも勘案していく必要がござりますが、今言つたようなことを踏まえながら

この譲渡益課税について適正化を検討してまいり

たいと、こういうふうに思つていろいろなところ

でござります。

○林芳正君 ありがとうございました。

株式事情がこういう状況でござりますから、それを見なが

ら御検討を賜りたいと、こういうふうに思います。

そこで、若干この法律そのものとは離れるわけ

でござりますが、けさも全国紙に格付機関、ムー

ディーズだつたと思いますが、日本の銀行の格付

を下げる方向でというふうに思います。

たしかAPECだつたと思いますけれども、

特にアジアの首脳からは、感情的な部分もあるか

もしれませんが、これは民間の企業でありますけ

れども、欧米の格付機関が格付を下げていく、そ

れによっていろんな金融危機の引き金を引いた

り、右往左往させられた、これはおかしいのでは

ないかというふうな御発言があつたというのは報

道で私も承知をしておるわけでございますが、

きょうまさにそれがまたあつたわけでございま

す。

外資系といいますが、海外の格付機関の格付と

いうものに一喜一憂して、そのたびにあつたと

するということはどうもびんとこないわけでござ

いまして、たしか八〇年代に我が国でも格付機関

をつくるんだということで何社か発足をしたと記

憶をしておりますが、その後格付に対し余り関

心がなかつたといいますか、ある意味では非常に

いたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつているとい

う状況がござります。

特に、格付につきましてはアメリカがいわば先

進国でございまして、もう二十世紀の初頭から実

は格付機関のムーディーズなんといふのは生まれ

てたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつているとい

う状況がござります。

これに対しまして日本格付機関といふのはま

だ歴史が浅いわけではござりますけれども、今後

いわゆる金融システム改革が進行していく中で、

やはり日本の格付機関といふのもその役割を高

めていくつはし、そして市場の信頼性を高めて

いく必要があるんだというふうに思います。あと

もう一点は、やはり何にも増して企業自身の積極

的なディスクロージャーのお話も最後に

出ましたけれども、格付といふのは銀行そのもの

とか金融機関そのものではなくてその機関が出す

債券についてというものが原則である、こういう

ふうに思うわけでござります。今おつしやつたよ

うなつて金融システム改革の進展状況がどう

なつていくかということも勘案していく必要がござりますが、今言つたようなことを踏まえながら

この譲渡益課税について適正化を検討してまいり

たいと、こういうふうに思つていろいろなところ

でござります。

○林芳正君 ありがとうございました。

株式事情がこういう状況でござりますから、それを見なが

ら御検討を賜りたいと、こういうふうに思います。

そこで、若干この法律そのものとは離れるわけ

でござりますが、けさも全国紙に格付機関、ムー

ディーズだつたと思いますが、日本の銀行の格付

を下げる方向でというふうに思います。

たしかAPECだつたと思いますけれども、

特にアジアの首脳からは、感情的な部分もあるか

もしれませんが、これは民間の企業でありますけ

れども、欧米の格付機関が格付を下げていく、そ

れによっていろんな金融危機の引き金を引いた

り、右往左往させられた、これはおかしいのでは

ないかというふうな御発言があつたというのは報

道で私も承知をしておるわけでございますが、

きょうまさにそれがまたあつたわけでございま

す。

外資系といいますが、海外の格付機関の格付と

いうものに一喜一憂して、そのたびにあつたと

するということはどうもびんとこないわけでござ

いまして、たしか八〇年代に我が国でも格付機関

をつくるんだということで何社か発足をしたと記

憶をしておりますが、その後格付に対し余り関

心がなかつたといいますか、ある意味では非常に

いたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつているとい

う状況がござります。

特に、格付につきましてはアメリカがいわば先

進国でございまして、もう二十世紀の初頭から実

は格付機関のムーディーズなんといふのは生まれ

てたわけでござります。それがいわゆる大恐慌

のときにその格付が割と適正であつたといふこと

で市場からの信頼を得て今になつているとい

う状況がござります。

これに対しまして日本格付機関といふのはま

だ歴史が浅いわけではござりますけれども、今後

いわゆる金融システム改革が進行していく中で、

やはり日本の格付機関といふのもその役割を高

めていくつはし、そして市場の信頼性を高めて

いく必要があるんだというふうに思います。あと

もう一点は、やはり何にも増して企業自身の積極

的なディスクロージャーのお話も最後に

出ましたけれども、格付といふのは銀行そのもの

とか金融機関そのものではなくてその機関が出す

債券についてというものが原則である、こういう

ふうに思うわけでござります。

うに、ちょっと歴史の差があるということですが、いますけれども、我が国は、鉄、機械から始まりまして、キヤツチアップは非常に得意でありますから、早くキヤツチアップをしていただきたいと、いうふうに思うわけでございます。

そこで、格付機関の格付というのははどういうふうにして決定をされておられるのかな?ということと、それから国際金融情報センター、JCIFであります。が格付機関を格付するということをこの新聞で読んだんですが、これは大変いいことじゃないかなと思うわけでござります。やはりどうしてやつてあるかで格付機関が正しくない判断をしたりすることも可能性としてはあり得るわけでございますから、どの格付機関が本当にき

ちつとやっているのか、これはミンシュランのよう  
にレストランで星が幾つつくというのは笑い事で  
済まされるわけでございますが、アジアの金融危  
機ということになりますとなかなかレストランに  
星が幾つつけたというような話では済まない、ア  
ういうふうに思うわけでございまして、その一占  
についてお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(山本景君)　まず一点目の方につきま  
して私の方からお答えさせていただきます。  
各寸は各各寸会社が決めておどりの基準こ

○政府委員(黒田東彦君) 御指摘のように、国際金融情報センターが従来から格付会社の現状と特徴について調べていたようですが、今回その調査を充実させて年末までに何か格付会社の格付について評価というかコメントを出すといふことを言っておりますので、そういうことにならぬのがななどいうふうに思います。

というのは、格付会社をこれはAだとかBだとかいうふうに言うということではなくて、格付会社がどういう形で格付しているかということを踏まえて、例えば格付会社は国についても格付しておられますけれども、これはアジア通貨危機の中でそういう国についての格付について警告を発したタイミングが適切だったかどうかとか、それから一番目には、金融機関とか一般企業についての格付もしておりますから、それらについてはそういう格付とデフォルト率との相関関係とか、さらにはいわゆる勝手格付ということについて過度の商業主義に陥っていないかというようなことの実態を調べてみるとどうふうに言つております。いずれにいたしましても、その格付会社自体の

格付に対する評価というのは市場関係者あるいは投資家を含む民間の方々がそれぞれの考え方で評価されると思いますし、この国際金融情報センター自体も、財団法人でございますけれども、いわばそういう意味では民間の一つの考え方でございまして、こういった形で格付について広く議論が行なわれ、いろいろな評価が行われること自体は大変好ましいことだというふうに思っております。

○林芳正君 ゼひそういう方向で頑張つていただきたい、最後は市場がその格付の格付をどうやって受け入れるかということにかかると思ふりますので御検討をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

橋本総理は、一九九六年十一月に日本版ピッグバンの基本構想を、大変な決断といいましょうか発しました。この基本構想の中で、その目標を達成するためには市場改革と金融機関の不良債権処理を車の両輪として一体的に進めていく必要がある、こういうことが述べられております。これは單に文字を羅列したというものではなくて、大変な問題意識といいましょうか、まさに中心の重要な問題をとらえている、このことが今日なお問題提起されています。

の所在として厳然としてあるといふに言わべきやならないというふうに思っています。ですから、本委員会で金融システムについての議論をするときにはこの二つの目標がどうなっているのか、というところに力点が置かなければならぬと、いうふうに思います。

特に、私はフリー、フエア、グローバルといふ三原則のうちのフリー、一千二百兆円の個人貯蓄の効率的運用に着目をしているところでありますので、そういうことを中心に幾つかの問題点を挙げて、大蔵省の見解をお伺いしたいと思います。

まず、政府の「ビッグバン」の問題提起でさまたげな制度改革を検討する審議会が開かれました。今融制度調査会以下ずっとあるわけでございますが、

が、これらが九七年一月ないしは六月に答申をそれぞれ出したわけでございますが、これらの答申が金融持ち株会社の導入から銀行、証券、保険の相互参入の業務規制の緩和、外国金融機関への市場開放、ノンバンクや一般企業の金融業務参入分野の拡大、資産担保証券、投資信託などの金融商品の多様化、保険料率や株式売買手数料の自由化、金融税制の見直し、国際会計基準の導入とビルディングパン準備として網羅されておるわけでござります。

今回、日本版ビルディングパンに向けて金融システム改革関連法案が出されておるわけですが、これまた一括して提出されたというふうに理解している

会が出した答申と照らして、それに沿うものでよいか、それと一体的に進められているものであるのか、今回の法改正の問題点について大蔵省にまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(松永光君) 今、御審議をお願いしている法案は、今、委員御指摘のとおり、各審議会の答申をもとにして、そして我が国の金融市場との連携のため、それがフリーフェア、グローバル、この二原則のもとに実行され、そして活性化するようにということなのであります。

そのねらうところは、国民に対してはその持ていらっしゃる一千二百兆と言われる資産とのより有利な運用の場を提供する。一方、中企業を含めていろんな事業を行つておる、必要事業資金の入手といふものが今まで銀行を通じて融資を受けるというようなことがほとんどあつたわけありますけれども、事業会社の方からいえば活性化した市場から直接社債等の発行等の手段を通じて入手できる、それによって事業活動が活性化する。全体として、資産を持つて人にとっては有利な運用の場が広がる、それから今まで銀行等からのみ融資を受けておった企業が活性化された証券市場を通じて直接必要な資金の入手の手段が得られる、それを通じて日本の経済

が結集された答申だと思いますけれども、それに 対する全面的な準備がなっていないけれども、大 ところといいましょうか、骨格はもう既にこれで 出発できるということだと思います。

それでは、二〇〇一年スタートということは計 画どおり実施できる、万端漏なく実施できるとい うことのございましょうか。その点について念の ためにはお伺いしておきます。

○國務大臣(松永光君) 委員も御指摘になりまし たように、できるものからスタートさせておるわ けであります。改正外為法がそうでありますし、 それから今御審議を願つておる法案の中でのSP C法、この関係は九月からありますと、そういう ことで準備できたものは二〇〇一年を待つまで もなく実行できるものは実行する、こういったこ とで言つうなれば日本の金融・資本市場を、ややと もすれば空洞化してきておるような感じもあるぐ らいでござりますので、今申し立てるような自由化を 進める、規制を緩和する、こういったことを通じ てニューヨークあるいはロンドン並みの国際的な 市場とするということをねらつて着実に進めてい く、二〇〇一年にはもうすべてが実行に移される、 こういつたことでやつておるわけございます。

○伊藤基隆君 私は、金融ビッグバンの必要性につ いては私なりに理解しておりますし、政府がそ れを進める姿勢についても、やるべき時期は問題 があつたとしても、進めるための準備を進めてき たということについてはやるべきことを着実に やつておるというふうには思ひます。

ただ問題は、ウインブルドン化みたいなことが 言われますが、そういうことになりはしないかと いう懸念と、それから前回この委員会で私が大臣に質問いたしました金融排除の社会的な問題についての対応についてどうなのかということも あります。ウインブルドン化でもいいという決断 があるかどうかそれは知りませんけれども、その ときにはイギリスはアメリカとの関係で、商習慣上 の違いはさまざまあるでしょうが、我々から見る と大方はアングロサクソンでござりますから、し

かし日本が神の御手にゆだねるというようなとこ ろに金融システムを入れていくときにアメリカの 神の手にゆだねているのかという心配はあるわけ ですね。果たしてそのことが日本の社会において 日本の金融システムの機能、力というものが、幾 らグローバル化といつても日本国民というののはい るわけでありまして、そのことについてどう作用 をしているのかということが聞きたいわけです し、不良債権の問題もありますけれども、きょう はまず金融機関の企業努力といいますか、市場の 改革にどう取り組んでいるかというところを重点 に聞いていかなきゃならないというふうに思つて お聞きいたしました。なぜ日本がビッグバンを進めようとしているかについてお伺いしたいと思 います。

○國務大臣(松永光君) 委員が今おっしゃいまし たように、私の気持ちは委員の気持ちは恐らく同 情報通信革命、それと表裏一体の関係にある金 融のグローバル化ということがずっとと言われてお りまして、金融サービスにおいてはもはや国境は 境界線としての機能を持たなくなつてしまつた と。物ではなくて単なるデジタル信号と化したマ ネーはいつでも、どこへでも、そして幾らでも自由 に移動するようになつてしまつたと。全く私たち アナログ人間には見当もつかない世界でござい ます。日本の金融機関が競争力を回復して魅力あ げる商品を提供することができないという状況が続 くならば、千二百兆円と言われる日本の個人マ ネーはどんどん海外に流出していくでしようし、 日本の金融市场は外資系金融機関に席巻されてい くという懸念は相変わらずあるんじゃないかと。 私は、日本版ビッグバンの三原則に掲げている フリー、そのうちの千二百兆円の個人貯蓄の効率 的運用というものは極めて重要な政治目標である うというふうに思つておりますけれども、この原 則の目指すものと現状の乖離は余りにも大きいん じやないかと。それは、民間金融機関の経営体制 の現状を見ても、ただビッグバンに向けての諸準 備が金融機関の利益を確保することを優先的に進 められているんじゃないかということ、国民の資

産を保護する立場に立つた金融システムへの準備 が行われていないんじゃないかという危惧、した がつて国民の資産の有利な運用システムの準備が ないということ、大蔵省はそれについてどのように 考え、どのように総合的にこのビッグバンを 進めようとしているかについてお伺いしたいと思 います。

○國務大臣(松永光君) 委員が今おっしゃいまし たように、私の気持ちは委員の気持ちは恐らく同 情持ちはお互にいるんだと思うんです。しかし、 も日本の金融機関にしつかりしてもらいたいとい う気持ちはお互いにあるんだと思うんです。しかし、 金融の分野でも既に国境はない状態になつたわけ でありますから、千二百兆と言われる個人の金融 資産、個人個人がどこの金融機関あるいはどこに お住まいの金融機関を使つて有利な運用をしようとも、 それは自由の時代になつておるわけですね。お互 い日本人だから日本の金融機関を通じて資産運用 をすべしというようなことは言えない時代であり まして、気持ちはの上ではわかりますけれども、そ ういう時代になつてまいりました。

同時にまた、この金融市场というものの、気持ち の上ではいわゆるウインブルドン化してはいけな いような気持ちはありますけれども、問題は日本 の金融機関が市場原理に基づいて、そして利用者、 消費者に対してもだけ信用を得る活動をしてい くか、その活動をしつかりやることによって外国 の金融機関と競争して大いに発展していくこと が可能なかつたのであります。日本人の知識も これが可能なかつたのであります。日本人の知識も これが可能なかつたのであります。

ただ、制度、仕組みとして、今、国際的な競争 の時代に入つておるわけありますから、日本の金融機 関の法制が従来のような行政による事前指導型、許可制、認可制、そういうもののが残つたまでは日本の金融市场といふものは活性化して いません。そうしますと、結果的には個

人の持つておる資産の有利な運用の場といふもの が広がつてしまひません。そういうことを考え ますと、国民の利益のためにも、また事業活動で より有利な方法で必要資金を得たいという人たち のためにも、この機会にやはり自由化と規制緩和 を進めて、そして市場を活性化させていくという ことが極めて大事なことだと、こう思つております。

ただ、その場合に大事なことは、利用者という ものはみんなが玄人ではありませんから、むしろ 多くは素人であるかもしれませんから、その利用 者の利益が損なわれないよう事前の説明義務を 課すとか、あるいは金融機関のディスクロー ダーを徹底させるとか、そういうことはしっかりとやつていただきながらのビッグバンでなきやなら ぬというふうに私は思つておるわけですが、いま かりやつていきながらのビッグバンでなきやなら ぬと、それが思つておるわけですね。

○伊藤基隆君 大蔵大臣は、気持ちはわか るけれども、外國の銀行を大いに利用するとい う体制をつくって、自由にできるんだと。向こうは 自由にやりますわね、日本人がどう思おうと乗り 込んできているわけですから。

この間、農協系金融機関の貯金者保護の問題を 議論したときに私もいろんな人から実は話を聞い て、ビッグバンで農協は生き残れるのかといった ときにある関係者が、名前は言いませんが、農協 の理事長に対してよそから来た人にだまされるな といふことを指導しなきやならないんだと、その うちに人材を確保して何とか対応できるようにし たいと。私の親戚でも農協の理事長をやつておつ の理事長に対してよそから来た人にだまされるな といふことを指導しなきやならないんだと、その 前にやめたとき、私はいいところでやめたなど、そ のまま続けたら大変なことになつたぞと言つた んだ。それは正直なところだと思うんですね。できるわ けがないんだと。私のかみさんのいこですが、 できるわけないぞというふうに言つたら、本當な んだ。それは正直なところだと思うんですね。

ヤクルトがデリバティブで大損したと。ヤクル トは経営者でありまして、野球が強いだけじゃな

してすれな ことしは弱い ようですけれども、ヤ  
クトのよ うな企業だつてだまされちゃう。最近  
デリバティブ商品に対する内部告発的な本が出来  
したよ ね。賭博性があるから日本では今までき  
なかつたというけれども、今だつて賭博性のある  
そういう商品がま かり通つて いる。ただ、アメリカ  
では訴訟がすぐ起つてきて、訴訟費の方が  
非常に高いから採算がとれなくなつて、余りにも  
ひどいのは撤退して いるというよ うなことも私は  
読みましたけれども、そ う がくはない。一千三百  
兆円は手ぐすね引いて待たれているんじやないか  
と。これも私の知り合いで外資系銀行の銀行マン  
と話して いたときには、よだれが垂れるよ うなもの  
なんだとい う話をしていたと、浮き浮きして いる  
と。そういうふうに見られて いるとい うふうなこ  
とを私はもう少し感じてもらいたいんです。  
私は、日本人のそ う いったものを守るとい います  
のは、幾らボーダーレスといったつて、日本の  
金融行政の使命だと思つて いる。銀行にはも  
ともと国境意識なんかないですから、日本の銀行  
だって日本の国内の雇用問題について関心なんかな  
ないんですから。自分のところの業務利益をどう  
上げるかで すから、それが市場社会の命題ですか  
ら。しかし、金融行政がそ う いうことと一緒にになつ  
てしまつては困るとい うふうに思つて ずっと私は  
このテーマで大蔵省に言つて いるわけです。

質問としては、これら銀行の経営体制の根本の改革はどのような状況になつてゐるのかと。いつであったか、銀行局長は、運用技術はなかなか日本の銀行はすぐれているという話もありましたけれども、運用技術にすぐれている人がいてもトップから中間どころまでが事なき主義でいたのではどうにもならないわけで、今それがひずみとなつて噴き出しているわけですが、どのような現状にあるのか、今後どのように展開されて改革されいくのか、現状の認識と展望を大蔵省にお聞きしたいといふふうに思ひます。

○國務大臣(松永光君) さつきヤクルトの経営者がデリバティブ取引の関係で大損をしたという話がございましたが、私はこれはまさに経営者の経営責任だろうと思うんです。

ヤクルトというのは、皆さん御承知のとおり、このくらいの小さい瓶といいますか、に入ったのをヤクルトおばさんが各家庭に届けて、それから上がる利益が蓄積されてヤクルトの力になつているんだと思うのですが、末端の方でそういう努力をしてでき上がつた資金であるならばもうともと注意した運用をすべきものではなかつたかなという感じを私は持ちます。

あれで大損したということが契機になつて、一時ヤクルトがぐつと野球の方も弱くなつたということを見まして、やっぱり会社が元気がなくなると野球チームも弱くなつたかなという感じがしたぐらいでありますて、やはり会社の経営者はそつといた点についての経営責任を持つて、ハイリターンを得ようとするならばハイリスクがあるんだということの認識を忘れてはならぬというふうに思ひます。

同時にまた、個人としても、もうかるかなとう気持ちにはかり走つていけば、ある程度の説明は受けたとしてもついつい失敗するということはあらわでありますから、これはもう個人個

人の物の考え方、人生觀が左右するたうど思つてゐます。私自身は危ないことはもう絶対しないと方針でやつておるわけありますから、銀行に定期預金しておけばもう元利金とも保証され人によってはより有利な運用をしたいという人もたくさんいらっしゃるでしよう。そういう人が、運用のチャンスが広がるわけありますから、銀行に定期預金しておけばもう元利金とも保証されているわけでありますけれども、例えば投資信託等についても必ずしも元本保証じやないよと、こういったことを販売する人は利用者によく説明をする、説明責任を課する、こういったことで素人が大損するような事態は起らぬようになつていくことが大切なことであろうというふうに思います。

なお、日本の銀行が預金として集めたお金の運用の仕方が上手か下手かという問題がございまして、中小零細企業の立場からすれば、やはり銀行は中堅零細企業に対して必要とする資金を融資する形で流してやる、これは銀行の大手な業務だらうと思います。それなるがゆえに銀行はほかの金融機関よりも公共性のある、あるいは社会性のある金融機関だと、こう見られておるんだと思ふんです。専ら有利な運用だけを考え、そして大切な中小企業等に対する融資を縮めるなどといふことは余り褒められたことじやないというふうに私は個人的には考えております。

ただ、いずれにせよ、日本の銀行もバブル時代当時の反省は十分しておるはずでありますから、それをもとにしてその社会的な使命あるいは公益性をきつと持つた形で経営されしていくものとうふうに私は期待しております。

○伊藤基隆君 大蔵大臣の答弁を聞いていますと、大蔵大臣の人間性がにじみ出てくるわけになりますが、ただ銀行の經營者とか銀行の經營主体制とか金融システムとか、ましてや外資系銀行のありようとかいうものはそういう世界とは全然違いまして、私は大蔵省の組織というものはそのようにはとらえていないとは思ひますけれども、そうでなくてはまた困るわけなんですけれども、少

し銀行に如して厳しいことも言わなきやならない  
というふうに思つております。

銀行は今日の金融不安を回避していくための十分過ぎる時間と十分過ぎる資金とを既に与えられていたのではないかと私は再三申し上げてまいりました。日銀の超低金利政策で銀行の調達コストを政策的に低く保つことによつて銀行に業務純益稼がせたのじやないか。それを原資として不良債権を償却させるという方法がとられてきました。じやないか、つまり銀行は不良債権償却のための猶予期間を与えられた、それだけではなくて預金者が本来得るべき利子と引きかえに不良債権を償却する原資も与えられたのじやないかというふうに思うわけです。

今、政府・自民党・与党の中で不良債権をどうするかと、間接償却と直接償却の問題について私はこの委員会でお聞きしましたが、無税償却の道を開くと、損切りの問題も含めて促進して帳簿上から消すという話が出されております。

私は、今日までの超低金利政策、または共同債権買取機構の税制上の優遇措置等を考えると、おんぶにだっこだつたんだと。おんぶにだっこしたのを今度は今の政府が考えているのは哺乳瓶まで出すということだと思うんですよ。これは相当の覚悟をしてやつてもらわなくては困る。相当の覚悟だと思うんですね。そこまでやろうというのでしたら、政策的整合性みたいな話で事が進められていつてはならないというふうに私は思つています。

では、銀行はそういうことでおんぶにだつこの期間で何をやつてきたか。十分な経営合理化、技術革新ということの努力を怠つたのじやないか。リストラを進める、リストラを進めると言いましてが、ほとんどの銀行員はメーカーと比べて給料が高いと言わざるを得ない。

私は本会議で、日本の力の源泉は製造業にある、今日なお圧倒的なものだということを言いました。あれは銀行に対比して言つたわけでございまして、耐久消費財を含めて輸出量の二〇%しか消す。



かとも絡まって、私は推進計画のためのプログラムを改めてつくり直す必要があると思いますけれども、大蔵大臣の見解をお伺いしておきます。

○国務大臣(松永光君) 金融システム改革のことに関連して法整備の方が、あるいは法整備の方だけが先行して、そして新しい仕組みのもとで活躍しなきやならない金融機関、なかなか銀行、そういうものの体力回復といいましょうか、そういったものがおくれているんじゃないのか、特に銀行の不良債権問題の処理がおくれておる、こういふ状態のままビッグバンの時代を迎えるという日本の金融業界に少なからざるダメージを与えるという御指摘と思いましたが、委員御指摘の中で銀行を中心とした金融機関の不良債権問題、これはもう速やかに、強い言葉で言えば一刻の猶予も許されないぐらい速やかに解決をしなきやならぬ問題だろうというふうに私も認識いたしております。

実は我が党ではその問題を担当する特別の委員会が中心になつて一つの案をまとめており、その案が四月に策定された新しい総合経済対策の中での重要な項目の一つとして決められたわけあります。これは我が党だけじゃなく、与党としての協議の結果決められたわけでありまして、それに基づいて実はけさも七時四十分から政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会、第二回目の協議会が持たれました。このトータルプランに基づいて、参議院選舉後に開かれるであろう臨時国会で必要な法律の整備もいたしまして、そして速やかに我が国の銀行の不良債権を本格的に処理する、こういうことに実はなつておるわけであります。

今までも銀行はそれぞのの判断に基づいて不良債権の処理をしてまいりました。処理した額も相当の金額に上つておるわけありますが、ただ問題は今までの不良債権処理というのは不良債権を帳簿に残したまま、担保がありますけれども、その担保価値がぐつと下がっておりますから損が出ることが当然予定される、それに相当する分を引

当金として積んでおればよろしい、そういう形で行の不良債権の償却という形をとつておるのが大体の状況です。何とすれば、いざ本格処理をしたら引き当たった金額では損のかバーができるないということになります。何とすれば、二次的な損が出るということになります。何とすれば、自己資本比率の計算上その分だけやりますというと、その差だけは損の増加になります。何とすれば、損のかバーができるまであります。何とすれば、損のかバーができるまであります。

そこで、言うなれば二次的な損が出るということになります。何とすれば、損のかバーができるまでありますし、それからまた不良債権を抱えたままだといふと、自己資本比率の計算上その分だけやりますというと、その差だけは損の増加になります。何とすれば、損のかバーができるまであります。

そのためには、一つは不良債権を売却することになります。売却する方法の一つとして、今この委員会で御審議を願つておるSPC法というのもあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

それで資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

銀行のビッグバンに対応する経営改善とか技術革新とか、やればできることがあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

そこで、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

そこで、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

そこで、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

そこで、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。何とすれば、SPC法というのも資する法制度にならうかと思つてあります。

その結果の影の部分も意識しつつ、今度は光の部分つまりそれがそうしたい面で働くということをぜひ期待したいし、またそれ以外に道がないだらうという感じを持つておるわけでございます。

○伊藤基隆君 私は前回の委員会で金融自由化の力点の置き方にについて批判をいたしました、それが混乱を起こさないように考へて大蔵省としてやつてきた、すなはち例ええば企業から個人へ、大口から小口へと、金利の自由化でも、大口から小口へといつても、億単位から始まつたわけでよう、しばらくは、億単位の自由化ですね。四年の最後の段階で言つてみれば小口というか個人が手が届く範囲の金利の自由化。

しかし、実際問題はその後金利の自由化になつたのに金利は横並びが続く、これは自由化といふものの意味をとらえていいなんじやないかといふうに私は思ふんです。城南信用金庫が新しい商品を出したということについて世の中で皆評価しました。少しそれに追随するものが出てきた。そのぐらいの変化ですね。かつて三菱銀行が独自の金利を設定して出そうとしたら大蔵省にとめられたというような話が当時世の中につつと流れました。私は、金利自由化はやつたんだと、実際やつたんですけども、そのことについて民間は受け取れないじゃないかというふうに言いたいわけですが。長い間時間をかけてやつってきたその慎重なやり方ということは私も大切なことだつたと。しかし、今急ピッチに起こつてきてるというふうに銀行局長は言いましたけれども、それに私は対応できていませんとの心配があるわけです。

ところが、シティバンクとかどんどん入ってきてしまふんと展開していますね。それが消費者の利益を守るシステム、アメリカ型の市場の慣習的システムというようなものは日本はない。やりたい放題みたいになつちゃうんじゃないかというおそれもあつて、その辺が準備がされていないんじやないかというふうに心配します。準備のことはまた一つ一つ聞いていきたいと思います。

そこで、先ほど大蔵大臣の答弁の中で、不良債権の処理について、帳簿上の処理を実物処理に転換させなきやならないというふうに言われました。私は、行財政・税制特別委員会のメンバーでありますから、自由民主党の片山委員と政府とのやりとりを聞いて、質問しませんでした、考えはよくわかりましたから。

しかし、一方でこの東京近郊、都市近郊に土地を持つてゐる人が融資を受ける受けると言われて受けてやつて、それがバブル崩壊で返せ返せになつて、貸したものを使へですから当然な話ですね、ということになつて大変な苦しみを受けた人が、もう立ち上がりなほどダメージを受けたときには七千万ぐらいになりましたけれども、売れれば住めなくなるから……。埼玉県ですよ、太蔵大臣。上尾市です。私の家のそばで私の家より小さいのが一億ですよ。それを買ったんだ、当時の人が。どうするんですか、そんなもの。今三千万ですよ、よくやつて。そういう被害を受けているんです、この金利政策によつて。

それで、超低金利でどんどん、不良債権を処理するための資金と公式に言われてゐるわけじゃなければ、その時間的余裕と資金が銀行にはあつたにもかかわらず、不良債権は帳簿上の間接償却で残していく、この間特別委員会で太蔵大臣が言つたように土地が将来値上がりするんじゃなかつた。いかと、何とか根性と太蔵大臣は言いましたが、そういうのがあつて、とうとうそうなかつた。そこで与党・政府が検討しているのは、国式どおりいえばそれで解決できるけれども、そこまでやつていたのに、じや哺乳瓶をやるのかといううとになるわけです、政治的には。政策的には太蔵大臣が言つたこと、総理が言つたことはそれで決断してやればできるのかもしれない。与党が大多数だから通るのかもしれない。しかし、政治的に国民に対してそういうことが言い切れるのかと、そういうふうに私は言いたい。そのことについてやはり答える責任があると思いますよ、今の段階でも。

○國務大臣(松永光君) 私は、委員から批判されると哺乳瓶を渡すなどということは國民は理解しないだろうと、支持しないだろうというふうに思ひます。私自身は哺乳瓶をやる気持ちはさらさら

ざいません。ただ、問題はどういう点にありますかというと、銀行の融資先があるわけでありまして、徹底して破産まで持つていけば融資を受けた者もこれは倒れることになります。倒れるに値するようなところならそれで差し支えないんです。あの住専問題のときに国会で、証人として来ておりながら、ふてぶてしい態度をとった末野何がしなどというのがありましたたが、あいつた者は徹底してやつちまうのが私は正義だろうと思うんです。しかしながら、はじめに事業活動をやっている、そういう中小企業も少なくないと思うんですが、それがまたま例えればバブル時代にある人にそそのかされといいますか、別の分野に手を出した、その借金がうんとたまつておると。そうすると、中小企業の場合には当然のことながら本体の業務も一緒にやつておりますて、それを徹底して破産まで追い込めばはじめにやつておる本来の分までぶっ飛んでしまうようなこともあります。そういった場合に、せめて本来的な部分だけは残してやるかという問題が私は場合によつてはあるだろうと思うんです。そういう場合には本来やつていた、まじめにやつておつて、そして何とか一族が食べていける、そのための事業をまじめにやつてる、破産まで持つていけばそこまでなくなっちゃうというの、まじめな人間であるならば気の毒だなど思われるような場合にその部分だけを勘弁してやるということはあつてもいいんじゃなかろうかと、こう私は思うんです。

せん。

○伊藤基隆君 哺乳瓶と言つたのは例え話であります。

私は、損切りの場合も無税償却ということになつてくるとか、または売却損の場合も扱いは同じになつてくるとか、共同債権処理機構を使ってS.P.C.と連動して処理促進を図るとか、そこに庶民のなげなしの金が集められている郵貯、簡保の資金を活用して云々の話まで、私は与党的協議を知りませんけれども、新聞記事で見る限りではそういうことが出ていると、前から提案されていましたからありますわね。それは哺乳瓶じゃないかと思うんですね。哺乳瓶じゃなかったらミネラルウォーターかもしれないけれども、そういうものであることは間違いありません。自力更生すべきことを、政府も社会も我慢して猶予を与えたのにやらない。この前、私は銀行局長に直接償却を進めるべきじゃなかつたかと言つたら、法制上そういう義務はないんだということをございますが、しかし積極姿勢があれば私はできたんじゃないかなと思つています。幾年置いてもどうしようもない不良債権は損切りしたつてよかつたわけですから、自分でもやっぱり血を出して税金を払うということをすればいいわけですから。そういうことが私の言う哺乳瓶であります。でも、きょうの主題ではございませんが、始まつたら入っちゃつたので、ちょっと中途半端でござりますけれども、また後、やるべきは相当の覚悟で出されるんでしょけれども、ぜひそのときまた相まみえたいと思っております。

さて、じやその諸準備はどうだつたとかという申上げます。

国際市場と日本の金融・資本市場を比較したときに、一般に言われるのは日本の市場は間接金融の比率が高く、また資金調達、資金運用の両面において各金融機関に同じ質のパターンが見られる

んじやないかというふうに言われております。金

融機関の規模の大小を問わず経営内容というのは相似形で、いわゆる横並び意識に基づく経営が統

合に現れています。金利格差がほとんどない。そのもうけが資本の割にはもうけが少ない。そのもうけが少ないと、それがお客様のためになっているの

であります。金利の自由化でも申し上げたとおり、同じ商品をそろえる。まさに金利格差がほとんどない。資金運用は企業融資を中心に行われている。また、個別に後で申し上げますが、銀行の総収入に占める非金利収入の

せん。

SPCと連動して処理促進を図るとか、そこに庶民のなげなしの金が集められている郵貯、簡保の資金を活用して云々の話まで、私は与党的協議を

知りませんけれども、新聞記事で見る限りではそういうことが出ていると、前から提案されていましたからありますわね。それは哺乳瓶じゃないかと思うんですね。哺乳瓶じゃなかったらミネラル

ウォーターかもしれないけれども、そういうものであることは間違いありません。自力更生すべきことを、政府も社会も我慢して猶予を与えたのにやらない。この前、私は銀行局長に直接償却を進めるべきじゃなかつたかと言つたら、法制上そう

いう義務はないんだということをございますが、しかし積極姿勢があれば私はできたんじゃないかなと思つています。幾年置いてもどうしようもない不良債権は損切りしたつてよかつたわけですから、自分でもやっぱり血を出して税金を払うといふふうに思います。

せん。

日本がよく使うけれども、ヨーロッパとアメリカでは全く違うんだというふうにヨーロッパ人は言います。ですが、欧米の銀行は投資銀行、法人金融中心の

比率が欧米の銀行と比べて極端に小さい。アメリカのマネーセンターバンクは平均して二五%を超えていて、日本の都市銀行では一〇%以下。欧米の銀行は、欧米という言葉は銀行、個人金融中心の銀行、あるいはその両面に

日本がよく使うけれども、ヨーロッパとアメリカでは全く違うんだというふうにヨーロッパ人は言います。しかし、日本は先ほど申し上げたとおり相似形、横並びという状況があるんじゃないかといふふうに思います。

日本から資料をいただきまして、自己資本利益率、ROEを一九九五年で見ますと、日本はマイナス三・三五%、アメリカは二二・四九%、ドイツが九・五九%。この状況を見まして、巨大資産を抱えているけれども、その資産を有効に使っていないんじゃないか、極めて効率の悪い経営をやっているんじゃないかなと思つておられます。

せん。

大蔵省はこの現状をどのように見ているのか、ことを銀行局長の答弁に引き続きまして幾つか挙げておきたいというふうに思っています。

なぜそういうことを聞くかということを先に申上げます。

銀行局長にお伺いしたいというふうに思つておられます。

○政府委員(山口公生君) ROEで比較して日本がアメリカあるいはヨーロッパに比して劣つていいというのは数字から見てもそのとおりでござります。

ただ、分子の利益というものがかなり変動いたしましたので、例えばマイナス三・三五を紹介い

せん。

ただきましたけれども、その数字自体で決めてつけられにはいきませんけれども、大体の傾向としては資本の割にはもうけが少ない。そのもうけが少ないと、それがお客様のためになっているの

であります。金利の自由化でも申し上げたとおり、同じ商品をそろえる。まさに金利格差がほとんどない。資金運用は企業融資を中心に行われている。また、個別に後で申し上げますが、銀行の総収入に占める非金利収入の

せん。

銀行局長の答弁に引き続きまして幾つか挙げておきたいというふうに思つておられます。

ただ、マネーセンターバンクについて言つたとおりで貸し出しを続けるということも中には続いているものの一つです。したがつて、メーンバンクという名称がいまだに残つているということがあります。

せん。

○伊藤基隆君 私も、今、銀行局長の答弁にありました協同組織金融のようなもの役割といふことを重視しているということについては全く同意でございまして、ずっと主張しております。もちろん、私が言つておるのはマネーセンターバンクの問題でありますから、日本の国力の發揮が実現するところはマネーセンターバンクの力量に行くわけでありますから、それが崩れたのではどうしようもない。それで本会議で私は製造業との

対比を言つたわけであります。

ただ、そのためにはもう一つの要素として、それ以外にお金の流れる道、あるいはアドバイスす

る道があるかという問題があるんです。そういう意味では、資本市場が十分にある程度機能していくというような別のインフラが必要だという面もあるうかと思うんです。

あれこれ申し上げて非常に焦点がはけてしまいま  
すけれども、最終的には金利収入の比率がもう少  
し下がるような努力、また下がれるような仕組み、  
システムというものがやはり今後我が国に求め  
られるのかなという感じがいたしております。

手三行で三・九二%，ドイツ一行で一・六一%。  
銀行数が違うのでちょっと気になる資料ではあります  
が、これに比べて圧倒的に日本がすぐれています。  
日本の銀行は、もはやといいましょうか、コ  
スト削減の余地が小さくて収益水準を高めること  
は限界にあるんじゃないかな、総収人の伸びについ  
て難しい状況があつて、経費削減といいますか、  
経費率をこれ以上下げられない限界に来ているん  
じゃないかと。

資産が大きいという面は昔は強みだったんですが。要するに、大きいところはすぐには倒れない、こういうことです。ところが、今は大きいということはリスクにさらされる、つまり世の中のこういう活動をリスクという面で切ってみたときに、どれだけ自分がリスクにさらされるかといふことなんですね。

だから、今、日本の金融機関が非常に悩んでおりますのは、たくさん資産を持ってるという者が、その資産というのはよくよく見ると貸し出

それから、銀行離れでいきますと、これはアメリカの状況で、日本の状況を聞こうと思ったんだですが、アメリカの銀行離れの進展状況は、一九八五年、家計の金融資産残高に占める預金の比率が二五%が九四年で一七%，企業の資金調達残高に占める銀行貸し出しの比率が八五年は二三%が九四年は一八%，大きな銀行離れの変化が起きている。日本でも恐らく同様の状況なのではないかとうふうに思っています。答弁の中で触れていただきたいたいと思います。

ストについてわかつていても低金利で融資してい  
るという機能、これはすぐれて社会的機能を持つ  
ていると思いますね。メインバンクというか地場  
の銀行という力がかなりそこに働いておると。地  
域的な要請というものがあつて、地場であるとい  
うことの作用がかなり強いんじやないかと思いま  
す。この点については私もちょっと気がつかな  
かったことですから、よくわかりました。後でま  
たこの問題をちょっと時間がありましたら取り上  
げたいと思います。

金利収入を上げるとかという努力、経過、未成熟のままではビッグバンに行つたときにはあるいは競争に伍していくないといふことが起こつてくるというところに問題があるというふうに見ているわけです。ですからR.O.E.の問題と非金利収入の問題をお聞きしたわけです。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(山口公生君) R.O.E.の問題は、利益構造の問題と同時に資本金が多過ぎるのではないかという議論するあるわけであります。資本を効

いということはリスクにさらされているということなんですね。アメリカの銀行でインベストメント銀行とかあるいは証券会社でも一流のところは、自分ではリスクにさらされない。いろいろあつせんして、AさんとBさんを結びつけて、それでコミッショングをたくさん取るという、自分は何もリスクはないのにもうけだけは大きいということを実現しているわけです。そのためには物すごい人的投資あるいはコンピューター投資、それからそのノウハウの蓄積等物すごいものがあると思いますけれども、そういう形の経営というものがやはり究極の姿たの、マネーセンター銀行というのは究極の姿たとは思うのでございますけれども、そういう形にどこまで近づけられるのかということだろうと

直接金融化の流れが進んでいて、先ほど銀行局長の答弁の中でもありました、いわゆる伝統的な銀行部門が負担にもなっている資産、優良資産を直接金融部門に奪われていく、これは先進諸国共通の悩みだというふうに言われております。この状況がさらに進んでいった場合に、銀行部門の量的比重の低下と質的な劣化が大きな問題となるのじやないか、日本の現状と近未来はそういうことが現実的に大きな問題になるんじやないかといふうに思いますけれども、この問題はいかがでしようか。

○政府委員(山口公生君) 中長期的に見ますと、非常に難しい重要な点の御指摘だと思います。長い目で見たときには、やはり優良な企業は直接金融の方に志向すると思います。間接金融はむ

先ほどのROCEが低いことについて説明があつて、もちろん当然にしてよくおわかりになりながら言つておられるわけですが、要するに預金を大量に集めて、預金を大量に集めるということは大変なコストがかかるわけですね。預金を大量に集めて、潜在的な需要が限られた融資市場に集中している。預貸金が大分小さいわけですから利ざやが小さい、預貸金の利ざやが小さいからもうからない、こういうことは当然のよう常態として今あらへる。

率的に使つていいのではないかという議論があります。これは不良債権で今非常に収益力が落ち込まっているかという問題にかかるてくる。そのためにはやはり得意分野への特化等の経営者の思い切った選択といいましょうか、転換が必要だと思います。それから、経費率についても御指摘がございました。

るといふふうに思つておりますか。これを引き上げるには総収入の増加ということでいかなきやならないのでしようけれども、これは大変難しい。それは体质的に難しくなつてゐる、経済状況ばかりではなくくて。

一方、経費面で効率性が盛んに言われて自口努力などを求められているわけですが、ちょっとデータで調べましたら、都銀上位五行の経費率、一九八六年から九〇年の平均で〇・九八%。これ

たたか日本は経費率が非常に低い。これを優秀だというふうに評価していいかどうか。その分母が実は総資産でございますから、資産がでか過ぎるという逆の見方ができるわけでござりますね。確かに、今、都市銀行も含めてかなりコスト削減には努力はしておりますので、経費率が低いことは評価できる面もあると思うんですけども、逆に言うと資産が大きいという面が数字としては大きき出しているんじやないかと。

日本の金融・資本市場における直接金融化の流れで企業金融の状況を見ますと、一九六五年から七三年は借入金八二%、これが一九九一年から九年で一一%になつていて、有価証券、企業の外部資金調達ですね、有価証券は六五年から七三年の一八・〇%が九一年から九年では七八・三%と上がつてているというふうにデータによるとわかれります。日銀のデータです。

な業とおしゃべり、それだけで生きていけなくなるということだろうと思ひます。

ただ、入り口の方の直接金融・間接金融論で言いますと、どうしても日本は銀行が便利で、郵便局も便利でしようが、直接株とか債券を買うよりは銀行に預金しておくという傾向がかなりまだ強いわけですね。そうすると、マーケットの方、あるいは運用の方ではかなり直接金融化の方にシフトしている。資金調達側ではそういうふうに変

わってきているときに入り口の方の個人金融資産の吸い上げ口は相変わらず間接金融の方がウエートが大きいというときに、はどういう現象になるかといふと、これは私の予想でございますが、銀行が機関投資家としての役割というふうになつてくると。そうすると、機関投資家としての役割はみんな国債を買っておけばいいだろでは

というものをいかに果たしていくかといふところに人材等を相当供給し、またノウハウを蓄積しておかないと、それこそ從来型でもう貸し付け以外はみんな国債を買っておけばいいだろでは

ちよつと私どもにとつてみると不幸な事態だといふふうに考へる次第でござります。

○伊藤基隆君 終わります。

○牛鶴正君 公明の牛嶋でございます。よろしくお願ひをいたします。

私、この間本会議で質問をさせていただきまして、そこで申し上げましたことをもう一度ここで引用させていただきますと、三つの安定化策の目標があるとしながら、長期的な目標に関連いたしまして、「二十一世紀に展開される経済運営に適合した安定的な金融システムの構築に当たって重要なことは、我が国の現在の金融システムの特徴にある程度残しながら、クローバルスタンダードに適合したシステムをどのように構築していくかにあると考へます。」といふふうなことを申し上げました。その特徴の一つは、伊藤委員が今御議論なさいました間接金融にウェートがかかりていよいよあります。

きょうは、非常に抽象的に代表質問のときは申し上げたので、少しこのあたりを御質問しながら詰めてまいりたい、こんなふうに思つております。こういった長期的な金融システムのあり方を議論する場合に、私はこんな手法を今どううとしております。それは、我が国の金融システムを幾つかの分類基準で基本的な枠組みを整理してみると、いうことです。その分類基準といたしまして、今のところ四つほど用意しているんですが、一つは直接金融対間接金融という枠組み、それから民間

金融と公的金融という枠組み、それから長期金融対短期金融、そして、これは余り重要なではありませんが、しかしこれからは重要なのかもしれませんが、個人金融と企業金融、こういうふうな四つの分類基準を用意してみたわけであります。

きょうは、時間の関係で最初に申し上げました直接金融と間接金融、それから一番目の民間金融と公的金融、この間のバランスの問題につきまして若干質問をさせていただきたい、こんなふうに思つております。

この前、二月に決定を見ました金融システムの安定化のための緊急対策でございますが、私はこれによりましてかなり銀行の經營基盤が強化され

てきたというふうにみなしております。そうしたしますと、先ほど申しました間接金融に今ウエーントがあるわけですが、このバランスが一層間接金融の方にシフトしていく形になつてゐるのはないか、こういうふうに思つております。ですから、今回の金融システムの改革に当たりましては、もう一度直接金融の方へ重点を戻す、そしてでき

るだけ直接金融と間接金融のバランスを回復するという点に重点を置かなければならぬのではないかと思つております。

そういうふうなことで、今回の金融システム改革の関連法案を見ましても、直接金融の育成、それから直接金融の基礎強化のためにいろんな提案がなされてゐるわけであります。そこで、その提案

の中からまず投資者保護基金についてお尋ねを

したいと思います。

直接金融の育成のためには、やっぱりできるだけ投資者のリスクを補償していくことでも育成のための一つの条件かなというふうに思いま

す。ですから、今度決められます投資者保護基金におきましても、顧客一人当たりについて一千円の補償をする、もちろんこれは補償措置の適用

になります。しかも、経過措置といたしまして、

○牛鶴正君 それでは、次の強化策として検討さ

て、ほぼ預金保険の場合と同じような手当での仕方かなというふうに思います。

しかし、一方ではハイリターン・ハイリスク、

の投資者から一応資金を預かつて、それをまとめて

投資信託して、そこから得た利益をまたもう一度分配するというやり方でございますね。ですか

ら、先ほど御講論がありましたように、非常に間接金融的な性格も持つてゐるわけですね。私は、

そのままが、個人金融と企業金融、こういうふうな

せんが、しかしこれからは重要なのかもしれ

ませんが、個人金融と企業金融、こういうふうな

銀行が機関投資家としての役割というふうになつ

てくると。そうすると、機関投資家としての役割

といふふうに思つております。

○牛鶴正君 お尋ねしたいのは、今度の整備によつて再び

本の投資信託の残高が上向くようになるのかどう

か、私は相当期待を持つてゐるわけであります。

その点について少しお考えを述べていただきたい

と思います。

○政府委員(山本晃君) お答えさせていただきま  
す。

今、委員御指摘のとおり、日米の差が非常に出てきてしまった。それが一九八九年までは日本の方が上であった、それ以降日本は横ばいで、そしてアメリカはどんどんふえていったと。

この背景でございますが、やはりこれは一つには、まさに一九八九年というのはバブルの絶頂期でござります。その後の株式市場の低迷というものが一つあるわけでございます。それからもう一つは、日本においてはアメリカで非常に売れておりますいわゆるミューチュアルファンド、言葉をかえて言えば会社型投信でございますけれども、これが導入されていないなど投資家の多様なニーズにこたえる制度が整っていないのではないかという点もあります。また、投資信託の販売が証券会社、最近では投信委託会社の直販というのも出てきておりますけれども、基本的に証券会社に限られていたといったことが要因として挙げられるのではないかというふうに思います。

そこで、今回の証券投資信託の改革といいたしましては、一つは投資信託商品を多様にしようということ、いわゆるアメリカと同じような会社型投信、日本では法律上では証券投資法人制度と呼んでおりますけれども、それを導入する、あるいは私募投信というものをきちんと投信法上に位置づけるというようなことをしていくと。さらに、まさに今やグローバル運用あるいは多角的な運用の時代でございまして、そのために投信委託業者の運用指図の権限、これを外部委託を導入してまさに運用の効率化に資するという、そういう面での強化、さらにその販売チャネルを拡充する、今まで基本的に証券会社に限られていたものにつきまして銀行等の金融機関にも窓口販売を導入する、こういったことを盛り込んでいるわけでございます。

また、投資信託そのものは、委員も御指摘になられましたけれども、国民にとって比較的のちょっと

と言葉は悪いのかもしれません、預金類似的なところがございます。それだけに誤認の問題がま

た別途出てくるわけではござりますけれども、これはきちんとやることではありますけれども、こういった改革によりまして投資家の資産運用の有力な一つの手段となつて今まで横ばいの線が向上していくということを私ども期待をしているところでございます。

○牛嶋正君 ありがとうございます。

私もやっぱり決め手はこれかななんというふうに思つております。私がやつぱり決め手はこれがうまくいきますと直接金融、間接金融のバランスのある程度取り戻すことができるのではないかというふうに思つております。

もう一つは、魅力ある投資対象の育成ということもおつしやつておられます。私はこの問題を考えるに当たりましては、非常に企業の配当政策が関連しているのではないかというふうに思いますが、株価が低迷しております程度高率の配当がなされるならば、預金者あるいは投資者にいたしましても利殖のために株式を持つというのはいわば魅力ある一つの投資対象になつてくるわけであります。

ところが、なぜ日本の場合、各企業とも利潤の大半を社内留保してしまうのかということですけれども、これはまた別な見方をしますと、それだけ直接金融が育つてないというふうなことにもなるのではないかと。今、仮に配当政策が株式市場におきましてその会社の株価にすぐに反映するような状況がつくられてくると、企業といいたしましても自分の株価を上げるために配当政策に留意をするというふうなことにならうかと思いますけれども、そういう状況というのは日本では期待できないと思います。

○政府委員(山本晃君) 今、委員は日本のいわば

御指摘された問題というのは必ず出でてはいるわけですね。と申しますのは、公的金融とい

てございます。

実は、この証券取引審議会が議論をしていくに当たりまして、一昨年の十一月二十九日でございましたが、論点整理というものをまとめました。これの中でもやはりこの問題が指摘をされていました。それでございます。要するに、各企業がまさに株主重視、株主に目を向けた、そういう経営を行つていいのではないかという問題でございます。これにつきましてはさまざまな議論があつたわけですが、株主の目を向けて、そういう経営を行つていいのではないかという問題でございます。

まさに今でも株式市場においては株価が二極化現象を起こしているとかいろんな話があるわけでございませんけれども、最近におきましては日本の株式市場におきましてもある意味では市場原理が働き始めたのかなと、やはり株主に目を向けている企業の株価とそうでないものというものがだんだんと変わつてあるのではないかなど、これはまだあくまでも萌芽かもしれません、そういう感じがしてゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、これから私どもディスクロージャー、そういうふたものも今後とも整備をしてまいりますけれども、そういう中にあってまさに株価の持つ意味というものが変わる、そのことによつてまさに株式なんかの魅力の向上がまた図られるのではないかというふうに期待をしているところでございます。

○牛嶋正君 それでは、残りました時間で民間金融と公的金融についてお尋ねしてまいりたいと思います。

先ほど我が国の今金融システムの特徴を残しながら、どうふうなことを申しましたけれども、公的金融の占める割合が諸外国に比べて我が国の金融システムの中でかなり大きいということが私はもう一つの特徴を構成しているのではないかと思います。

ところが、よくよく考えてみると、この特徴と株式市場にかかる根本的なお話をされたというふうに思います。私ども証券取引審議会でもいろいろと議論をしている過程の中でいつも委員が今

の間接金融でありますから、これのウエートが高いうことは同時に全体におきましても直接金融に対して間接金融が大きなウエートを占めるということだろうと思います。

ですから、二つの特徴と申しましたけれども、それは一つの特徴ということにもなるのかもしれませんけれども、今の我が国の金融システムの特徴の中でもやはりこの問題が指摘をされていました。それでよろしいのかどうか、大蔵省の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 公的な金融といふものの性格づけといつものは大変難しうございまして、いろいろな切り口からの御議論があつたけれども、最近におきましては日本の株式市場におきましてもある意味では市場原理が働き始めたのかなと、やはり株主に目を向けている企業の株価とそうでないものというものがだんだんと変わつてあるのではないかなど、これはまだあくまでも萌芽かもしれません、そういう感じがしてゐるわけでございます。

まさに今でも株式市場においては株価が二極化現象を起こしているとかいろんな話があるわけでございませんけれども、最近におきましては日本の株式市場におきましてもある意味では市場原理が働き始めたのかなと、やはり株主に目を向けている企業の株価とそうでないものというものがだんだんと変わつてあるのではないかなど、これはまだあくまでも萌芽かもしれません、そういう感じがしてゐるわけでございます。

いずれにいたしましても、これから私どもディスクロージャー、そういうふたものも今後とも整備をしてまいりますけれども、そういう中にあってまさに株価の持つ意味というものが変わる、そのことによつてまさに株式なんかの魅力の向上がまた図られるのではないかというふうに期待をしているところでございます。

○牛嶋正君 それでは、残りました時間で民間金融と公的金融についてお尋ねしてまいりたいと思います。

ただ、そうしたものがウエートをどんどん広げていくべきかどうかといつのは、やはり今度はマーケット全体の問題といつことでいろいろな議論がありますけれども、例えば我が国の政策金融、出口の方で見ますと、大体貸付残高で見ますと全金融機関貸し付けの一五%ぐらいを占めているわけでございます。じゃ、外債はゼロかといふこととそいついうことではありませんで、それぞれいろいろ性格が違うのでびつたり合わないかもしれません、俗に言われているものだとアメリカでは一二%、ドイツでは四四%，これはいろいろ違ったものも含まれているという議論はあるかもしませんが、フランスでは三二%とかいうことで、

うものはあるということなんですね。  
そのときに、果たしてどれくらいの役割をこの  
文選に見えてるかの評定について、内山先生が長く

政策を実現するための存在として公的金融が果たすべきかと、いうような議論を中心に私どもは行っている。ちなみに、政府系金融機関のあり方問題という点で整理統合あるいは業務の縮小といふことを特殊法人問題の一環として議論させていただいているということはそういうことでござります。

○牛鶴正君 間接金融といふとござりますの  
で預金市場、今御説明がありましたように、入り口のところと、それから金融機関を挟みまして貸  
出市場、出口のところがあるわけです。入り口の  
預金市場で公的金融と民間金融というものを考  
えますと、ここでは銀行と郵政省といふますか郵便局

局との関係になるわけですね。預金市場で預金を集めるわけですから競争関係と言つてもいいかと思います。それに対しまして貸出市場におきましては、貸し出しは財政投融資に基づいて行われるわけですからハバ銀行と大蔵省というふうな

係でとらえることもできるのではないかというふうに思います。そういうふうに思いますと、貸出市場のところでは銀行と大蔵省がある意味では貸し出しに当たりまして融資先の選択等について競合関係にあるわけであります。

そういたしますと、大蔵省が金融行政を進めていかれるに当たりましていろいろな問題がそこで懸念されるわけで、きょうはそのいろんな問題を幾つか取り上げて御議論をさせていただきたいと思いますけれども、そういうところの方に対しても大蔵省はどういうふうにお考えでしようか。

○政府委員(山口公生君) 確かに圓式的に言いますと、郵貯と銀行あるいは大蔵省と銀行という形でのどちら方も正しいと思いますけれども、ただ同じレベルでの競合関係かということになりますと、ちょっと私どもは異論を言わせていただきたいところでございます。それはあくまで政策の遂行手段としての位置づけを強調しております

貸し出しが競合してお客様の取り合いになつたとかというような話を聞くこともあります。しかるべき、そういう問題を抱えています。

守つてやるということでやつてまいっているわけ  
でございますので、確かに時たま、特に資金がお金  
剩時代に入りますと貸し出し先がないということ  
で競合関係にあつたりということもしばしば耳に  
いたり政府系金融機関は補完的な存在だと、それ  
で政策の遂行機関であるという点をしつかりと  
おもっておられる方にはお聞きなさい

え方でやらせていただいているということです」とさ  
しましたけれども、あくまでそういう政策の考  
え方でやらせていただいているといいます。

の状況、需給バランスに非常にこれが影響を与えるようと思つわけであります。

金融市場全体が貸し手市場であつたというふうに私は思つております。いわばあつたというふうに私は思つております。いわばあつたというふうに私は思つております。いわばあつたというふうに私は思つております。いわばあつたとい  
考  
え  
て  
い  
い  
わ  
け  
で  
あ  
り  
ま  
す。

出てくるわけです、資金をどういうふうに集めるかという。これがこの前お聞きいたしました銀銀行協会から出てきたイコールフットティング論でありました。この場合は、先ほど申しましたように、銀行と郵便局あるいは銀行と郵政省でございまして、だから、私はある意味では大蔵省はレフエリーの

役割はそこではされたのではないから、直接当事者ではございませんですから。ですから、ある程度フェアな金融行政がそこで行われたというふうに見ることができるかと思います。その後の金融の自由化、特に金利の自由化との経過を見ておりますと、一層そのことが言えるわけであります。このように、金融全体が逼迫しているような状

出てきて、そしてそれがある意味では金融行政にも大きな影響を与えてきたというふうに思つてお  
ります。

○政府委員(山口公生君) 以前の郵貯と銀行との  
おそれのか、この前もお聞きしましたけれども、  
もう一度ちよつとこのところ大切、重要と思つて  
ておりますので御説明をお願いしたいと思いま  
す。

関係というものにつきまして、当時はかかわらずおらなかつたということもありまして、正確に申し上げられるかどうか自信がありませんが、想い金利時代の両者の関係というものはかなり先鋭的であったような記憶がございます。それは金利を幾らにするかということだけではなくて、そこでの競争がござります。

績が変わってくるということで、非常に一つ一つ公定歩合が動くたびに郵政省と銀行とがえらく対立しているという図式があつたような気がいたしております。

ながら金利を決めていくという郵貯の金利設定ルールも決められましたし、限度管理もきっちりやっていただいておりますので、もちろん競合關係はあると思いますけれども、その辺は市場原理主義の共通の原理に一応置いて対応するよ

うになつてきているのではないだろうかななどいう感じがいたしております。

姿を見ると、やはりいろいろと問題が全くなくなつたと言ひ切れない面もあるかなという感じはいたしておりますが、ひところに比べると大分感じが違うかなと思つております。

○牛鶴正君 この点はちょっと申し上げにくいくんですけれども、当時のことを振り返つていろいろな経過をたどつてみると、先ほど言いましたよ

フェリーの役割を果たされたというふうに私は申しましたけれども、どちらかと云うと私は民間金

高の力い車両が運ばれ、したのではなしがたとし  
う気がいたします。そのことがその後の金融行政  
に、よく言われますように、少し銀行側に手を差  
し伸べ過ぎているというふうな形の金融行政が展開  
されていくその一つのきっかけといいますから、  
因がそのときのイコールフットティング論の展開の  
中であつたのかなんなんて、私自身はそのような解

積をしているわけですから、これについて大臣は御反論があれば反論していただきたいと思います。

する行政が郵貯との関係だけでいろいろ左右され  
ておったなどという意識はないわけでございまして、  
これはあくまで、何度も繰り返しておりますよう  
に、破綻を起こしてはならないという意識が非常  
に強かつたなどという、制度整備が十分になされてい

ない時代での恐怖感といいましょうか心配事とい  
うものがかなりやはり強かつたのではないかなとい  
うのが一番の私どもが申し上げたい点でございま  
す。

が成立いたしました。そして、一応円高が容認されるわけでありますけれども、その後円高不況が続ります。このあたりから金融市場における資金の需給バランスは緩んでいくわけでありますて、むしろ資金の余裕が生まれてまいります。いわばこれまでの金融市場が貸し手市場であつたのが借り手

手市場へ移っていくわけです。そういたしますと、これまでの預金市場における銀行と郵政省との関係というものが今度は貸付市場の方へ移つてしまいまして、これが今度は銀行と大蔵省という関係に図式が変わつていくわけでありまして、私はここにバブルをかなり長引かせた、それからバブルを非常に大きくしてしまった一つの要因が隠され

ているのかなというふうな気がいたします。貸し手市場に移つていきました、貸出市場のところで競合関係が起つていいわけですが、このことがバブルを引き起こす一つの要因であつたことは間違いないのではないか、こんなふうに思つております。

当時、各地でリゾート開発が非常に頻繁に行われました。そのときいろいろとうわさを聞いたわけですけれども、非常にこのリゾート開発というある意味では公的な要素を含んでいた事業の場合、民間金融と公的金融がかなり競合したというふうに聞いています。そうなりますと、借り手市場でありますからどうしても融資の選別に当たりましてどちらも甘くなるというふうな点が恐らくあつたのではないかと。リゾート開発の場合、うまくいったところもありますがそれは例外的であります、ほとんどうまくいっていない。私はそういう融資のときの選別の仕方に甘さがあつたことで事業がうまくいかなかつたこと、もあつたのではないかと。

ですから、私が今問題にしたいのは、公的金融と民間金融がそのリゾート開発に当たつてどのような関係にあつたのか、私はかなり公的資金が投入されたというふうにも聞いておりませんけれども、何かそのあたりのデータがあり、また御説明いただけるようないことがありますからお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘について個別事案でいろいろと事情は違うと思いますのすべてが一つで割り切つた申し上げ方はできなうと思つてございますが、多くの場合はこういつたリゾート開発を含め地方の活性化という政策目的がございまして、そのためにはやはり長い固定の資金を必要とする部分があるということで政策金融の出番があるということです。政策金融には多くは融資比率というのを設けております。例えば半分半分、五〇%五〇%ということです。ただし、民間の方は調達等の期間、金利の半分。ただ、民間の方は調達等の期間、金利のミスマッチのリスクがありますからどうしても期

間が短くなるし、金利もできればフロートで、変動金利で貸すということになりますので、その長期固定と短期フロートということとの組み合わせでプロジェクトが成り立つということだろうと思つています。

それで、リゾート開発そのものが失敗したではないかということについて、審査が甘かつたからということが全く関係ないと私は断じる自信もございませんけれども、多くはやはりそのときの見ていた土地、地価の動向、あるいは地方の活性化の見通し、そういういた実需に対する見通し、計画どきのものに原因もあつたのではないかと。その両者の競合関係がそれを加速したという面がケースによってはあるかもしれません、そういういた政策目的でやつたものやや無理のある計画、あるいは地価の下落を予想し切れなかつたというとしております。

○牛鷲正君 事業がうまくいかなければ、これは民間の事業の場合もそうですけれども、結局債権が焦げついてしまう、不良債権化するということになります。

政府関係機関のリゾート関係の融資の中でそういう不良債権化しているものはかなりあるのじやないかと思いますけれども、そういう実態はおつかみになつておりますか。

○政府委員(山口公生君) リゾート関係だけを取り上げたものは私ちょっとと存じませんが、政府関係金融機関と民間金融機関との貸し倒れの状況を破綻先、延滞等で見ますと、今のところ政府系の方が低い数字になつております。政府系の方が正しい貸し方をしたということを申し上げているわけではありませんけれども、一応現実はそういうことの数字になつております。今後はその辺ちょっとと予断を許しませんが、一応そくなっています。

○牛鷲正君 最後に大蔵大臣にお尋ねさせていただきます。

このように見てまいりますと、大蔵省は、一応金融行政を進めながら、今見てまいりましたように、貸し出し市場におきましては銀行との競合関係もあるわけでございます。こういうふうに考えておりますので、その観点からちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

民間金融の貸し済り、これは先ほどから私が言つておりますように借り手市場というふうなことからいいますとちょっと奇異な現象ということになりますけれども、恐らくこれは早期是正措置等々の措置基準に関連しているところが大きいのではないかと思います。それを補うような形で公的金融の融資枠というのが非常に拡大されるわけでございますけれども、そうなりますとこれは、これも政策といえば政策目標でありますけれども、実態で見てみると、やはりこれまで言われてまいりました公的金融の民間金融に対する補完という制約、そういういたものを超えてしまつたような感じも受けないわけではございません。中小企業に限つて融資を受けた額、公的金融と民間金融ということで考えてみると、恐らく公的金融の比率はかなり高まつてきているのではないかと。

それは民間金融における貸し済りを何としても是正するためだというふうな政策目標はありますけれども、しかしこの事態がそのままずっと経過していく後から振り返つてみた場合、やはり公的金融が補完の域を超えてしまつたというふうなことにもなりかねないのではないかと、その状況に今来ているんじゃないかななどというふうに私は思つておりますけれども、この点について大蔵省はどういうふうにお考えでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) 先生も分けて御議論いただきましたように、短期的な緊急対応としての金融監督庁、新しくできる役所でありますから、恐らく相当張り切つて監督・検査の仕事をなさるというふうに期待しております。しかし、大蔵省の方の金融に関する企画・立案といったような制度に關するようなことについても大蔵省は、非常に大事なときでありますから、これはしっかりとその任務を果たしていかなければならぬ、非常に小さい部門になりますけれども、そういうふうにやっていかなきやならぬというふうに思つておられる方と中長期的にあるべき政策金融のあり方とべきだと思います。その長期的な方についてはやはり不斷の見直しを行い、民業の補完という考え方でございましょう。

○三重野栄子君 社会民主党の三重野栄子でございます。金融システム改革に関する四法案につきまして質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

私は、大蔵省が国民からの信頼を一日も早く回復させていただきます。

復していただきたい、そういう思いで大蔵省職員の不祥事に関連いたしまして、一、二質問をさせていただきます。大蔵大臣にお答えいただければ幸いです。

まず、金融ピッグバンの前提となる透明な政策形成のあり方についてお伺いしたいのでございま

す。過日、当委員会で御質問しました過剰接待等に関する調査結果が去る四月二十七日に衆議院大蔵委員会理事会に提出されました。資料は大蔵の内部調査の対象となつた九三一年一月から九七年十二月までを三つの期間に区切つてゴルフト会食の回数を職員別に記載してあるというふうに見ております。

大蔵省への過剰接待は、既に昭和五十四年の鉄建公団汚職において主計局の幹部等の処分があり、「綱紀の厳正な保持について」という通達が当時の松下官房長から出された後、田谷・中島事件が起こりまして、さらに平成七年には再度通達が、平成八年には倫理規程が出されたところでございますが、その間、回数は減つたものの、その後も接待を受け続けていたということがこのたびの調査でも明らかになつたところでございます。ところで、日銀の速水總裁は、金融機関から過剰な接待を受け続けていた日銀職員の待遇につきまして、十分反省してもらわなければならない人たちには将来もある程度影響を与えられるような処分の仕方を考えているというふうにお話がございました。これは衆議院の大蔵委員会で述べられたのでござります。

今回の処分が組織として再び過ちを繰り返さないために、また処分を受けた職員が将来同じ過ちを繰り返さないために、大蔵大臣といたしましては大蔵省職員の不祥事に係る処分の効果あるいは意義というものについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○國務大臣(松永光君) 繰り返しになるわけではありませんが、このたびの大蔵省の不祥事、大変申しわけないことでありまして、深くおわびをするわ

けであります。一度と繰り返すなどという事態が起らぬようにするためにも厳正な処分をしなければ幸いです。

されば予算委員会に提出したのでございましたでございますが、これに基づく処分を、ちょっとと今メモを持つてないんですけど、数十名しかたわけであります。比較的軽いものといいまして、うか、少なくとも平成七年以降には接待を受けたという事実がないような人、それ以前に多少あつたという人、その程度の人については厳しく反省を求めるという意味での大蔵省の内部規定に基づく処分をする、こういったことで全体としては百二十名になつたわけであります。これは大蔵省始まつて以来の被処分者の数であります。また、三十数名だったと思ひます。これは国家公務員法に基づく懲戒処分でありますからこれについては人事記録にずっと載つていくという制裁が残つています。

そういう処分をしたことは、これは大蔵省職員一同に対してもう自覚をもたらしたものと思ひます。その後も接待を受け続けていたところでございます。そこで、大蔵大臣は、金融政策とその決定過程の透明性を高めるために通達を省令にする、あるいは審議会の運営についても審議会報告の草案段階から一般に公表しながら意見を徴取するなど、裁量行政を見直す方針を明らかにされております。その結果、調査対象人員は実は千五十名になつたと。そうすると、どういうことに結果としてなつたかというと、現在大蔵省本省の主な課長以上に在職している人、現在はもう局長になつている人とかそういう者を含めて本省の主な課長以上の人にはほぼ全員実は調査の対象になつたわけです。したがつて、数が五百五十名から約五千五百名になつたわけであります。

そういうことと、上の方はほとんど全員調査の対象にし、そして、上の方はほどなくして精進してまいりたいと、こう決意しているところでござります。

○三重野栄子君 もう一点だけ大臣に伺いたいの

でございます。今回の調査によりますと、過去五年間に金融機関連部局に在籍された職員に限定して行われているのではないかと思ひます。おやめになりました長野前証券局長、それから杉井前銀行局審議官はいざれも主計局が長かつたのではないでしようか。主計局の幹部の経験もありのようです。また、他の職員も金融機関連部局以外の主計局などに在籍

かと思うわけです。したがいまして、今回の調査結果を踏まえまして、他の部局においても他省庁などからの官官接待を含めた実態調査の必要性が高まっているかと思うわけです。

一日も早くすべてを明らかにすべきだと思います。

大蔵行政に対する国民の信頼を回復するために

かと思うわけです。したがいまして、今回の調査結果を踏まえまして、他の部局においても他省庁などからの官官接待を含めた実態調査の必要性が高まっているかと思うわけです。

それは、大蔵省は銀行や証券・保険会社に対する行政指導の根拠となつてきました金融機関連の通達を原則として廃止することを明らかにされま

した。六月に発足する金融監督庁に検査・監督部門が移るのをチャンスにいたしまして、店舗の設置や利用を制限するような指導的通達を廃止して、一部は政令や省令など透明な手法に改める方向で見直すとしています。

そこで、大蔵大臣は、金融政策とその決定過程の透明性を高めるために通達を省令にする、あるいは審議会の運営についても審議会報告の草案段階から一般に公表しながら意見を徴取するなど、裁量行政を見直す方針を明らかにされております。その結果、調査対象人員は実は千五百五十名になつたと。そうすると、どういうことに結果としてなつたかというと、現在大蔵省本省の主な課長以上に在職している人、現在はもう局長になつている人とかそういう者を含めて本省の主な課長以上の人にはほぼ全員実は調査の対象になつたわけです。したがつて、数が五百五十名から約五千五百名になつたわけであります。

そういうことと、上の方はほどなくして精進してまいりたいと、こう決意していることであります。したがいまして、現在主計局における人であつても、主な課長以上は全部調査をしたんです。あ

るいは国際金融局であろうと理財局であろうと、主な課長以上は全部調査をしたわけでありました。したがいまして、現在主計局における人であつて、問題のある者について書面で詳細を御報告申し上げたような結果になつたわけでござります。されども、実際はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本亮君) 今、三重野委員から御指摘をいただいたわけでござりますけれども、証券行政につきましては、かつては事前予防的な対応

を行つた中で余り進んでいかなかつたと思われるんですけども、実際はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本亮君) 今、三重野委員から御指摘をいただいたわけでござりますけれども、証券行政につきましては、かつては事前予防的な対応といつもののが行われた面が多くあつたわけでござりますが、平成三年の証券不祥事というものを契機といたしまして、証券取引等監視委員会を設置する、あるいはそれまで口頭指導であるとか通達行政といつんか批判がございまして、委員御指摘のとおり、通達については大幅な整理統合をしたわけでござります。

実は、本年四月一日現在における証券局関係の通達数は三十四件でござります。こういったもの

につきましても、先ほどお話をありましたように、

指導的通達、これはもうほとんど残つておりますが、こういったものも廃止をいたしますし、で

きるだけ政省令化すべきものは政省令化し、あるいは事務マニュアル的なものは事務ガイドライン的なものとする等の措置を講ずるということにしているところでございます。

いずれにいたしましても、平成三年の証券不祥事を契機に、明確なルールのもとでルールを乱すプレーヤーに対しても厳格に対応する、こういう事後監視型の行政に転換をしてきていたるわけでござります。

今回のこの金融システム改革では、さらに委員御指摘のこの事後監視型の証券行政へのより一層の転換を図るといいますか、まさにその総仕上げと言つてよろしいのかもしれません、そういう決意のもとに、証券会社の登録制への移行であるとか、あるいは不公平取引ルールや証券会社の公益性の強化等、いろいろな措置を図らせていただいているわけでござります。

今後とも、金融監督庁に証券の監督・監視行政は移るわけでございますが、明確なルールに基づく透明かつ公正な事後監視型の行政が行われることが重要であるというふうに考えております。

○政府委員(山口公生君) 銀行局の関連について

申し上げますと、銀行局の場合は、銀行法をごらんいただきますとおわかりのように、免許制という制度のことで銀行が健全かつ適切な運営を行うことを確保するという目的でつくられておりま

す。したがって、いろいろ細々した通達といふのが現に存在しております。それが一部はいわゆる指導通達と言われるような、それでもつて事前予防的に顧客、利用者に迷惑をかけないよう最大限の配慮をするといふ考え方でやつております

た。ただ、これももすれば、いい面もありますが、何か審査行政的でよくわからないといふことでも、これらをできるだけ省令とか告示とかそういうものに格上げするといいましょうか、はつきりさせるということにいたしたいと考えております。

ます。

さらに、通達の中には例えば本省と財務局で扱いが違うといふようなことが出てきてはいけませんので、この件についてはこういうふうに扱います。これは講学上の通達と呼ばれているものですが、これまでなくしてしまいますと本当にばらば

らな行政を、勝手に一人一人が違った行政を行つてはならないかねません。これは監督庁へ行つてもそういうことが起きますので、内部的なものについてはこういう扱いをするというガイ

ドを、勝手に一人一人が違つた行政を行つてはならないことがあります。これは監督庁へ行つてもそういうことが起きますので、内部的な

ものについてはこういう扱いをするというガイド

ドを、勝手に一人一人が違つた行政を行つてはならないことがあります。これは監督庁へ行つてもそういうことが起きますので、内部的な

明性のある場で行つていくことにいたしております。す。

さらに、ただいま御指摘ございましたが、今までさらに見直しを行ひまして、これを原則廃止して、省令、告示になじむものは省令、告示化を図る、不要なものはやめるというようなことを

作業しているところでござります。

○三重野栄子君 詳しくどうもありがとうございます。

金融検査のあり方について、太蔵大臣にお答えいただければと思います。今般の金融不祥事の発端となりました金融検査のあり方についてでございました。

金融検査のあり方について、太蔵大臣にお答えいただければと思います。今般の金融不祥事の発端となりました金融検査のあり方についてでございました。

来月二十二日、金融監督庁が発足をいたしまして金融機関に関する新しい検査・監督体制がスタートするのでございますが、金融ビッグバンによりましてフリーな市場をつくっていく前提として、事前相談型の裁量行政から違法行為は厳罰に処するという事後監視型の行政へ転換することが求められます。今もお三方からいろいろと御答弁いただいたところでございます。

そこで、事前相談型の裁量行政から違法行為は厳罰に処するという事後監視型の行政へ転換することが求められます。今もお三方からいろいろと御答弁いただいたところでございます。

費用を負担させる場合には、普通はその人個人の利益になることというか、あるいはその人のための仕事を行政当局にしてもらうという場合には費用負担があります。例えば裁判所に訴えを出

す場合には収入印紙を張るとか、あるいは訴訟費用の実費を負担するとか、こういったものがあります。あるいはまた、登記簿謄本の交付申請をす

るというような場合にはこれまた収入印紙を張るという形で費用を負担しております。

そういう個人的な利益ある人はメリットに関す

るところじやなくして、一般社会のためにその金融機関がどうなつてているかということを検査するわ

けでありますから、そのような場合に検査対象者から費用を、その実費をちょうどいいしておつては、

厳格などといいますか、厳しい検査ができるだらうかということにも発展しかねないという面がありますので、やはり今までどおり検査の経費とい

うものは公で負担するというのが正しいのじやないだらうかなといふふうに私は思います。

○三重野栄子君 やはり徹底的にやるとなると人

も費用も要るんじやないかと思つてちょっと心配でしたから伺いましたけれども、これから私も研究させていただきたいと思います。

次に、ちょっとと視点を変えまして、金融商品に対する情報提供義務について、銀行局長、お答えいただければ幸いです。

二月の本会議の私の質問に対しまして経理から明快な御答弁がありましたように、政府は金融安定化二法によりまして二〇〇一年三月末まで預金

保険機構への公的資金投入という財政的な裏づけを措置して預金の全額を保護するとしておられま

す。けれども、これはあくまで特定期間内の措置

でございまして、一〇〇一年四月以降、預金者はどのように金融機関及び金融商品の選択などを行つたらよいのだらうか、これが大変心配などござります。

金融機関の破綻処理の原則は、社会的コストの小さい処理方法を選択すると言われておりますから、将来ペイオフの実施による一千円までに限った預金の保護など、預金者に自己責任を求めるを得ない事態も生じかねません。そのために、早期に完了すべき環境整備として、預金者に対し金融機関がわかりやすく経営情報や金融商品の説明を行うこと、ディスクロージャーの早期充実が求められています。

先日の参考人の御意見の中にも銀行のお話がございましたけれども、今回の法案において金融商品に対する情報提供義務が課せられておりますから、この点についてどのようなになるかということを伺いたいわけです。

四月以降の特例期間の終了後を見通した施策が必要でありまして、商品が預金保険の対象かどうか、これを明らかにしてほしい、まず必要であると思うわけです。この点、法案に規定された金融商品に対する情報提供義務に含まれるのか、あるいはまた金融機関の窓口においてそのような義務が守られているのか、今後どのように見ていくつもりがお伺いたします。

○政府委員(山口公生君) 御紹介いただきましたように、今回の法律では新しく銀行法の第十二条の一と二という情報提供の義務を課させていただきました。これまで銀行は当然そういうことをやっておられたけれども、今回例えれば投資信託を銀行の窓口で売るというようなこと、これは元本の保証がないわけですから預金と同じような説明で売られることは困りますので、そういった紛らわしい説明ではない、きちんと商品の性格をあわせて説明しなさいということを義務づけております。その中には、今、三重野先生がおっしゃいまし

たように、これは預金保険で保護されるのかされないのであるのかという大事な情報もあわせて提供していただくということにならうと思います。

それで、そういった行為をどのようにやつていいかといふことについては、これから金融監督庁が監督・検査をするわけでございますが、そうして金融機関がわざわざよく経営情報や金融商品の説明を行うこと、ディスクロージャーの早期充実が求められています。

○三重野栄子君 銀行局長にお尋ねするのは、ちょっとと酷かなといふうに思いますけれども、具体的な問題をちょっと伺いたいと思います。

今この問題に関連するわけですけれども、預金保険給付対象商品であるのかどうかという場合に、窓口では一体どのように説明されるんだろうかということです。

埼玉県の三十七歳の女性がこういう質問をしました。ある長期信用銀行のワイドに四百万円預けています。金利は一・七%で、満期は二〇〇一年十一月に迎えます。そこで一つ心配事があります。金融機関に対する特例措置が二〇〇一年三月末で切れるのですが、このワイドはいつまで預けていたほうがいいのでしょうか。

そこで、この質問に対するお答えでございますが、恐らく、ワイドを預けていらつしやる金融機関が破綻してしまうのでは、という危惧をお持ちなのだと思われます。しかし、こればかりは不特定な要素なので、現時点での判断はできません。これまで銀行は当然そういうことをやっておられたけれども、今回例えれば投資信託を銀行の窓口で売るというようなこと、これは元本の保証がないわけですから預金と同じような説明で売られることは困りますので、そういった紛らわしい説明ではない、きちんと商品の性格をあわせて説明しなさいということを義務づけております。

見込みなので、あわてて解約することはあります

せん。ましてほかの金融商品に預け替えるといつても、現在の金利状況では、はるかに低い金利に甘んじることになってしまいます。

とりえず二〇〇一年三月まで預けておいて、その時点でもう一度預けている銀行の経営内容や経済環境などを考慮して判断したらいかがでしょうか。

どういうお答えでございますけれども、実際窓口でどういう説明をしたら、それも自己責任だと言えばそれで終わるんですけども、局長はどういうふうにお考えになり御説明になりますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 非常にお答え申し上げにくい話でございますが、やはり正確な情報を銀行の方で預金者の方、あるいは今はワイドを購入された方に提供をするということが大切だろと思つてございます。今お読みいただいだ言ひ方はそれほど偏つた表現にはなつておりますけれども、いざれにせよ二〇〇一年の三月末までは、結果としてでございますが、特例措置がありませんので特段私がどうこう言う話ではないと思つてますけれども、いざれにせよ二〇〇一年の三月末までは、結果としてでございますが、特例措置がありますので御安心いただけるということはずっと申し上げてきたわけでございますが、それ以降は本則に戻りますので本則上の保護対象が保護にならるるということでございます。これについてはまたいろいろ、対象がそれでいいのかどうかというような問題もござりますし、そういったことが今後の検討課題にはなるかといふうに思つております。それで御勤弁をお願いしたいと思います。

○三重野栄子君 次に、保険対象預金の見直しについてお伺いいたします。

一〇〇一年十一月に満期を迎えるということはまだ預けて一年もたつていません。いま解約金援助によりまして、現在預金保険料を支払つてあります。本来は預金保険の対象外ですが、特別措置として二〇〇一年三月までは保護される平成八年の預金保険法改正時には外貨預金や譲

渡性預金、長期信用銀行等の主力商品である利付金融債などは預金保険の対象となつてないのですが、金融システムの不安要因を解消できないのではないかといふ趣旨の質疑がございました。これは衆議院の本会議でございます。これに対する総理及び大蔵大臣から、「預金保険の対象範囲については、一定限度内の預金元本の払い戻しを保証することにより一般預金者の保護を図るという預金保険制度の趣旨に照らしつつ、個々の預金等の商品性や保有形態等を勘案して決めらるべきである」という御答弁がございました。

この御答弁の変化についてどのように理解したらいのか、銀行局長、お答えいただけますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 具体的に、例えば金融債あるいは外貨預金を対象にそれを一千万まで入れるとか入れないとかいう具体的な検討をやつているわけではございませんが、本則に戻るということはペイオフを実施するということになりますと、本当に今の対象のものだけでいいのかどうか、あるいは限度額をどうするのかなどといった重要な課題だといふうに考えておる次第でございます。

○三重野栄子君 もう一点、銀行局長にお伺いしたいと思います。

特例期間終了後の取り扱いのことでございますが、金融安定化法の審議の際に参考人として当委員会に出席をされました日本興業銀行の黒澤会長はこうおっしゃいました。「御当局において金融債を預金保険機構に含める場合にはどの程度の保険料を取るべきかということを現在御審議中で論に従つつもりでございます。」と述べられております。それから、先日の参考人、私が伺いました岸全銀協会会長はこの問題につきまして、現在の金融債の保護は異例の措置であることから、特例

期間終了後は預金保険の対象外となるか、あるいは保険料を納付するのか今後議論されますが、その検討の日時は聞いていないというお答えでございました。

先ほども御紹介しましたけれども、現在既に金融債は特例期間終了後の二〇〇一年三月以降を満期とする期間のものが販売されております。特例期間終了後の取り扱いが決まっていないことについて銀行窓口でどのように説明されるだろうか。現在どの機関でどのような検討が行われているのでしょうか。結論が急がれると思いますので、検討の結果はいつごろまでに出るのかお答えいただけます。

○政府委員(山口公生君) この問題につきましては、預金保険制度そのものの考え方、どういったものを対象に入れるか、いわゆる決済機能として働かせるに最低限のものを対象というふうに考えるのか、あるいは庶民の最低限の預金額程度を対象にするのかとか、あるいは通常預金と類似のものと思われているものはみんな入れるのかとかいふような議論がございます。例えば、公共団体の預金はどうするとか、いろいろ幅広い検討を行わなければいけない問題がありまして、一つの金融商品だけを対象にならぬか結論が出しにくくといった面がございます。

ただ、一つお話をさせていただきたいのは、保護の対象になつていいからといってみんな危ない商品だというふうに思われる、これはあくまで破綻をした場合の救済措置のことです。反応はできれば避けていただきたいと思っておりますけれども、いざれにせよ各金融機関が健全に運営をしていただくことが一番大切な思ひます。

ただ、先ほど保険料とのかわりを言われました。本当に対象にするということになりますと、当然それは保険料の対象、保険料を納めてもらうといふものになるわけあります。したがつて、その対象に何を持つてくるか、どういったものに

焦点を当てるかという問題を幅広く検討し、それとともに保険料を徴収するというような考え方をしておりまして、いろいろ学者の先生方にも御意見等を伺つて検討してまいりますけれども、かなりドラスチックに申される方もあるし、かなり保守的に、より慎重に申される方もあります。

して、なかなか割り切れない非常に難しい問題と思つております。できるだけ早くとは思つておりますけれども、まだ日時が申し上げられないといふ状況でございます。

○志苦裕君 あとは志苦議員にしていただきます。

ありがとうございます。

○志苦裕君 この委員会は二十六日に本法に関し

て参考人の意見を聴取しました。ビッグバンの進行による金融商品の増加でいわば深刻な消費者被害が発生することが十分に予想される、かつて銀行と保険がペアで進めた変額保険が悲劇に近い社会問題を引き起こした事例にかんがみて消費者の保護に万全を期すべきだ、イギリスの金融サービス法のような立法を強く要請するという陳述があり、大方の委員の関心を集めました。

この件について山口局長は、二十一日の委員会で私の質問に対し、イギリスと違つて我が国の

場合はそれぞれの業態というか業法ごとに消費者

の保護に配慮、目配りをした厳しい規制を設けて

いるから大丈夫だと、こういうお説なんだけれども、業別ではなくて横断的な、包括的な規制で、しかも民事事件の多発も予想されることから、その根拠にできるようことも視点に入れた立法を

望むという再度の意見でもありました。

それで、改めて問いますが、今申し上げた金融

商品をめぐるトラブルから消費者を保護するため

に金融サービス法のような立法についてずっと検討を続ける必要があれば直ちに所要の措置を講ずるということがこの席で確認できますか。

○政府委員(山口公生君) センダットでの私の申し上げた答弁は、現在御提案申し上げている法律で

もできる限りの配慮はしたつもりですという趣旨

で申し上げております。

確かに、志苦先生がおっしゃいますように、今後どんな商品が出てくるかわからない、また消費

者保護の観点からも十分かどうかということは御指摘のおりだと思いますので、金融システム改革の進展状況とか、あるいは金融を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案しまして、幅広くまた真剣にこれは取り組んでいきたいというふうに考えております。

○志苦裕君 先ほども同僚議員から同じ趣旨の發言がございましたが、局長、これはいかがげんに聞いておつちやだめですよ。あだやおろそかにし

てはならぬということだけきつく要望しておきました。立法府の立場からしますと、こんなことを要望する暇があつたら必要な立法をすればいいのであって、本法にも所要の修正をするのならすればいいのですが、何せこの会期末でしょう、そんなことをやつていますと、仮にここで通つても衆議院へ行つたり来たりしているうちに途中でオシャカになりますから、ですからきょうは事実上会議録に残る立派な答弁をしていくくださいよ。それはよろしいですね。局長、もう一度

努力いたします。

○志苦裕君 わかりました。

次に、不良債権の処理が急浮上しておりますが、

そもそもビッグバンの導入に当つて済ませてお

くべき手順だったと思うんですが、必要なことは

今からでもいい、やることはやらぬといかね、こ

う思いますが、問題はその方法です。目下どんな手段が考えられておりますか。

大臣は行革・税制特別委員会で公的資金による

不良債権の処理には消極的な御答弁をされました

が、私はそのスタンスを多とします。どうぞ腰砕けにならぬよう、これ也要望しておきますが、いかがでしょうか。改めて答弁いただけますか。

○国務大臣(松永光君) 銀行の不良債権の本格的な処理といいましょうか、単に引当金を積んでお

くというだけじゃなくして、不良債権を適切な方

法で売却してしまうとか、あるいはまた直接債却をするとか、そういう形を通じてバランスシートから消すという、そういう本格的な債却をする必要がありますというふうに考えております。

そのやり方につきましては、立法措置も含めて

いろいろ関係しなきやならぬ問題があるわけであ

りますが、それを今、政府と与党で第二回目の政

府・与党金融再生トータルプラン推進協議会とい

うのがきょう七時四十分から行われたわけであ

りますが、もう自身のことはくどくどしいから申

りませんが、一部の新聞等で銀行の不良債権を買

うことを耳にしたりいたしますけれども、新た

な公的資金を使って、そして銀行の不良債権を買

うことを耳にしたりいたしますけれども、新た

な公的資金を使つて、国民の金で買い上げる云々と

いうことを耳にしたりいたしますけれども、新た

な公的資金を使つて、国民の理解を得ら

い上げるということについては国民の理解を得ら

れない、したがつて私はそういった公的資金の使

い方はやるべきではないとはつきり申し上げてお

きます。

なお、委員よく御承知のとおり、預金保険法、

それからこの間成立させていただきました金融安

定緊急措置法等々の規定に基づいて、破綻した銀

行の不良債権、あるいはまた預金保険法に基づく

合併をした場合の不良債権、それを預金保険機構

が時価で買いつけて、そして整理回収銀行を通じ

て回収させるという仕組みがあります。その仕組

みのために公的資金は用意されていますが、そ

れはそのとおりやるべきだと思いますけれども、

新たな仕組みとして公的資金をもつて買いつける

などということはすべきではないと、我が党の大

勢も政府の大勢もきょうの協議会の様子ではそ

うふうなことで意見は一致しておると、こうい

うふうに申し上げておきたいと思います。

○志苦裕君 大臣、あなた二度も新たな立場で

十七兆公的資金が、厳密に言えば七兆で

あります、あととの十兆は運転資金のために政府

保証しているという分があるわけですね、国債を交付されているのが。それは公的資金だと思います。それからもう一つは、金融システム安定のために、健全な銀行の自己資本充実ということのために三兆円の公的資金がこれまで預金保険機構に交付されております。それは公的資金による措置でありますから、それまで否定するわけにまいりません、ちゃんと国会の承認を得て用意されておる措置でありますから。したがつて、それはそのままやるんですよという意味で新たなという言葉を使つたわけでござります。

をするのがいいかどうかという問題はあるうかと思ひます。それを考えながらの最終処分をしなきやならぬだらうと、こう思つてゐるわけです。

○志喜裕君　主税局長、不良でも債権は債権なんですが、これを捨ててしまうと課税関係はどうなりますか。

○政府委員(尾原榮夫君)　捨ててしまうという場合、どういう捨て方によるわけですが、まさにもうどうにもならないということできつちり債権を放棄してしまつたというような場合には、これはもう損金になるわけでございます。

○志喜裕君　終わります。

○笠井亮君　日本共産党的笠井亮です。

金融システム改革法案の具体論議ということでお、きょうは特に商品の問題に関連して伺つていただきたいと思います。

最初に、先ほど来ありましたけれども、デリバティブについてでございますが、これまででもデリバティブ取引に失敗して大損失が生じた例というのは、アメリカのオレンジ郡とかあるいはイギリスのペアリングズ社とか、さらには最近では先ほどヤクルトの話も出ておりましたが、枚挙にいとまがないと思うわけでございます。

まず最初に、事実関係で伺いたいんですが、この間、国内外でのデリバティブ取引にかかる損失事故のうち金融機関が起こしたものというのはどうな事例があるのかということで、その金融機関名と損失額を示していただけないでしょうか。

○政府委員(山本亮君)　金融機関という意味でござりますと、九五年一月、これはイギリスの証券会社でございますが、ペアリング・フェーチャーズがござります。

○笠井亮君　損失額を言ってください。

○政府委員(山本亮君)　損失額は八億六千万ボンドでござります。

「大破局」という本を私も読みましたけれども、最近、元モルガン・スタンレーの社員が書いた

証券会社がどうやってデリバティブ商品の危険な中身をいわばごまかすのかといいますか、どうやつて投資家に売り込むかということが相当アリアルに書かれているということで、大変おもしろく、でも難しいなと思いました。

その中で、ベアリングズ社の倒産で二重の損害を受けた日本の金融機関が企業の三月期決算などをうごまかそうかということで、外資系証券会社を使つたデリバティブ取引に傾斜をするということと、そのままも書かれていたとあります。その内容も時間があれば詳しく聞きたいんですけどもまた改めてということになりますが、いずれにしましても、ヤクルトの場合もそうですし、それからベアリングズ社等にしろ、資金運用の失敗を取り返そうとしてよりリスクの大きい投機的なデリバティブ取引に傾斜をしていくということです、そこで打撃的な失敗をしてやむなく世間に知られるということになりました。

この本にもあつたんですけれども、たまたまうまくもうかつたりして損失が隠せるということになりますと、これは公にならないで済む、こういうことになるんでしょうか。デリバティブでの損失の実態というのは、ディスクロージャー、ディスクロージャーということが言われますけれども、なかなか出てこないという性格のものなのかなどうか、その辺についてはどういうふうに見ていいらっしゃいますか。

示の充実を既に図っているところでございます。それで、例えば今回新たに解禁されることになります店頭デリバティブ取引のうち差金により決済する対象になるわけでございます。

現在の開示の内容といたしましては、平成八年の七月以降、従来はいわゆる一般的な先物取引とか上場オプション取引とか為替予約だけございましたけれども、それをデリバティブ取引一般に拡大をしていると。それから第二に、投資家へのわかりやすい判断材料の提供あるいは開示企業における内部統制機能の発揮という観点から、デリバティブ取引について取引の内容取り組み方針、リスク管理体制、こういった定性的情報の記述も導入をしていると。さらに、契約額、想定元本の開示を充実させますとともに、すべての取引について時価及び評価損益の開示を求める、こういった開示の充実を図つているところでございます。

○笠井亮君 専門家であられる証券局長心得の立場からされても正直に言つて大変に難しいとおっしゃつたので私も安心したんですけども、開示の対象になるということで開示の問題、リスク管理制度の問題も含めてディスクロージャーを言わされました。しかし、この本にもあつたんですけれども、オフバランスにするという方法もあるのだと。つまり、バランスシートから外れてごまかして逃れる方法もあるということを含めてになりますと、ディスクロージャーといつてもこれはなかなか大変なことになるということがあるのかなと思うんです。いずれにしても、大変に難しいし危険をはらんでいる取引だということだと思うんです。

今回の法案では、従来我が国での取引が認められなかつた、禁止されたといつていいんでしようか、そういうことであった有価証券店頭デリバティブを解禁して銀行などでも販売できるようになっているということだと思うんですけれども、なぜこれまではこれが認められてこなかつたんですか。

○政府委員(山本晃君) 有価証券を原資産とする店頭デリバティブ取引のうち差金により決済する

取引というものの、これにつきましてはまず第一に

証券取引所の相場を使った差金授受を証券取引所の外で行うことと禁止する証券取引法三百一条の構成要件に該当するのではないか、こういう疑義がございました。また、有価証券の価格というものは確実に予見し得るものではないということから、刑法上の賭博罪の構成要件にも該当するのではないか、こういう疑義がございましたして、これが

従来日本におきまして有価証券を原資産とする店頭デリバティブ取引を行う場合の法的な制約といふふうになっていたわけでございます。

○笠井亮君 たしか去年五月でしたか、証券取引審議会の報告書にもそういう趣旨が明記されていましたということを改めて今思ひ起きたんですねけれども、有価証券店頭デリバティブ取引といふことで今二つの理由を挙げられました。

それで、今回の証取法改正で証券業務に位置づけられることによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今回も有価証券店頭デリバティブ取引といふことによって二番目に言われた賭博性の問題、刑法の違法性を阻却できるということなんだと思います。すけれども、そのことによって店頭デリバティブの賭博性というのは何かそれ自体として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

面もあるわけでございます。

そういう意味で、今回これをきちんと証券業務に位置づけたということによりまして刑法三十一条のいわゆる正当な法令行為になるというふうに私どもは理解をしております。

○笠井亮君 日本がおくれているからやるんだということを言われたんですけれども、そのことに十五条のいわゆる正当な法令行為になるというふうに私どもは理解をしております。

○笠井亮君 日本がおくれているからやるんだということを言われたんだと、先ほどもちょっと申上げましたが、リスクヘッジニーズの多様化に対応していくことでもむしろきちんとございまして、この問題が消えるわけじゃない

いわけですよ。今まで賭博性の疑義、そういう疑いが持たれるということでも大きな理由になつてそれがやれなかつたというのが、おくれているから世界並みにするんだということ、今の話は賭博性についてはどうなのかということではお答えになつていなかつたんじゃないかと私は思うんです

よ。幾ら法律で今度は位置づけて世界並みにするんだということを言つたって、もともと日本ではこれでは賭博性の疑義があるから、それが大きな原因として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

賭博罪の適用を除外しているわけでございます。我が國も法律構成上はそれと同じようなやり方をしているわけでございます。デリバティブ取引につきましてはいろいろとこれを制限しようという

ような論調が流れたことももちろんあつたわけでございますけれども、しかし、先ほどもちょっと申上げましたが、リスクヘッジニーズの多様化に対応していくことでもむしろきちんとございまして、この問題が消えるわけじゃない

いわけですよ。今まで賭博性の疑義、そういう疑いが持たれるということでも大きな理由になつてそれがやれなかつたというのが、おくれているから世界並みにするんだと、いうことで、今の話は賭博性についてはどうなのかということではお答えになつていなかつたんじゃないかと私は思うんです

よ。幾ら法律で今度は位置づけて世界並みにするんだということを言つたって、もともと日本ではこれでは賭博性の疑義があるから、それが大きな原因として変わるものでありますか。賭博はどう違うのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

れで、今度は法律でやるから賭博性がなくなるのか、今まで法律でやるから賭博性がなくなるのか、そ

オミットされると思います。世界はすべてそういうリスクを管理しながらあらゆる取引をやっていきます。しかし、現実に世界の動きがそういうものでございますけれども、それは我が國も法律構成上はそれと同じようなやり方をついています。デリバティブの危険性を強調される向きもありますが、逆にヘッジング機能はデリバティブは

確かに賭博性の問題とかいろいろ御指摘はあります。しかし、現実に世界の動きがそういうものでございますけれども、それは我が國も法律構成上はそれと同じようなやり方をついています。デリバティブの危険性を強調される向きもありますが、逆にヘッジング機能はデリバティブは

大変有用なんです。つまり、裸で持つていてリスク管理を徹底させよう。あるいは今のデリバティブ取引が一体どういう規模で行われていてか、そういう考え方をすれば、これはデリバティブは大変有用なんですね。つまり、裸で持つていてリスク管理を徹底させよう。あるいは今のデリバティブ取引が一体どういう規模で行われていてか、そういう考え方をすれば、これはデリバティブは

大変有用なんですね。つまり、裸で持つていてリスク管理を徹底させよう。あるいは今のデリバティブ取引が一体どういう規模で行われていてか、そういう考え方をすれば、これはデリバティブは

日本はきつとやつておいてよかつた、世界では大変なことになつたということになる問題じゃ、いかと私は思うんです。そして、結局こういう形によつて破綻をしたらそのツケはどうことで、そのお答えはなかつたわけですけれども、一昨日、特別委員会で大蔵大臣に私が伺つたときに、ピッグバンになるとさも財政構造改革に役立つといふうな御答弁もあつたようには思つてゐるんですけれども、もし今申し上げたような事態になつたら財政はますます圧迫される方向に行くんだといふこともあわせてあるのかなというふうに思つていたところであります。

○委員長(石川弘君)　この際、委員の異動について御報告いたします。  
本日、松浦孝治君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君が選任されました。

○笠井亮君 説明義務の問題で、リスクには株変動リスクとか為替リスク、信用リスク、カントリーリスク、そういうものがあると思うんです。さらに、投信にデリバティブが組み込まれるということがになっていくわけですから、投資信託自身の投機性というのも非常に高くなつてくるという問題がありますよね。リスクの度合いも格段に上がる。そのリスクの計算だけでまさに膨大で複雑な作業、計算が要ると。

次に、今回の法案によつて銀行本体での投資信託の販売が行われるようになればどうなるのかと、いう問題について残された時間で伺いたいと思うんです。

もともと銀行といいますと元本保証の世界ということではあります。ところが、そういう銀行が投資信託を販売するということで誤認のおそれというものが広く指摘をされておりますし、金利調の答申でもその他の答申でも書かれていたことなどと思つてゐます。昨年末、私も大蔵委員会で拓銀の問題に關連してリゾートホテルの問題を取り上げたことがございましたが、先日NHKの特集で詳しくあんまり問題をやつております。あのときに問題にしておられたホテルの会員権も結局拓銀の看板ということになります。

よつて売られていたということがリアルにNHKでも紹介をされていたわけですけれども、現実にはそういうことだと思うんですよ。

そういう元本保証という信用を売り物にしてきた銀行が今度は投信販売を本体がやるということであり、銀行が大変これは有利ですよということを言えども、これは普通は國民から見ればこれは大丈夫だと、だれもがいいものだということで元本保証もあるのかなという誤解をしてしまうんじやないかと思うんですけれども、その点はどうでしようか。

○國務大臣(松永光君) そういうふうな販売の仕方をしちゃいかぬ、説明をする義務がある、こう

○委員長(石川弘君) この際、委員の異動について御報告いたします。  
本日、松浦孝治君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君が選任されました。

○笠井亮君 説明義務の問題で、リスクには株変動リスクとか為替リスク、信用リスク、カントリー・リスク、そういうものがあると思うんです。さらに、投信にデリバティブが組み込まれるというところになっていくわけですから、投資信託自身の投機性というのも非常に高くなつてくるという問題がありますよね。リスクの度合いも格段に上がる。そのリスクの計算だけでまさに膨大で複雑な作業、計算が必要ると。

先ほど証券局長心得も言われましたけれども、デリバティブ自体が非常に複雑なのですから、そういうことが説明義務ということで言われるんですけれども、銀行の店頭で果たしてちゃんと説明できるのか、これはいかがでしょうか。

○政府委員(山本晃君)　まさに委員が今御指摘のように、そこはきちんと説明をしていただくようにならないといかぬということであろうかと思います。

アメリカにおきましても、こういった観点から、あるいは連邦預金保険公社、FDIC、連邦準備制度理事会、FRB、あるいは財務省貯蓄金融機関監督局、OTS、これが合同でこの投資信託の金融機関による販売の統一ガイドラインを発出しているわけでございます。

我が国におきましても、今回銀行法に新たに十二条の二という条文が設定されるわけでございまして、これによりまして誤認防止ルール等を初めとしたきちんとした形のガイドラインあるいは規則というものをつくるしていく必要があるというふうに考えております。

○笠井亮君 説明義務があるし、アメリカもそうだということを言われましたが、法律に書けばそれで済むことではもちろんないわけで、実際に銀行内にコンプライアンスの部門をつくつたり強化する動きがあるということです。

ですから、ある都銀の四月の支店長会議で頭取があいさつしたのを聞きますと、そういう動きも顧客とのトラブルや事故などのリスクが今後ますます高まるからだということが頭取から言わされているということです。それからまた、別の銀行ですが、昨年十二月から投資信託の窓口販売を始めた住友銀行のいわゆる窓口委員会といふのがありますけれども、そこでも例えば外債運用の投信では投資対象債券の発行体の信用リスク、為替リスクなどがあって、そうした商品の特徴、リスクをわかりやすく説明するのは難しいと当事者自身が言っていると思うんですけれども、実際のことのところはこれはどういうふうに、ちゃんとできるというふうにお考えでしようか、どうですか。

○政府委員(山口公生君) 一言でお答えすれば、難しくてもやつてもらわなきゃいけないというふうだと思います。その支店長会議等での話で出ているということは恐らくそういうことをかなり意識をしているあらわだというふうに私は受けとめましたけれども、これから選択の時代ということになりますと、そこは銀行としてもコンプライアンスの一つとして十分なる説明というものをやはりやっていただきかなきやいけないというふうに思つております。

○笠井亮君 選択の時代、それから商品の多様化ということも言われて、ニーズだということもあるわけですけれども、今までさえ投資信託というものは種類がいっぱいあって、七千とか八千種類の商品があるとされているのに、これから新たなものを含めてこれ以上ふやして投資家を選べといつてゐるわけではありませんが、今でさえ投資信託といふ

よ、今度の法律でこう「いう」とをやることによつて、  
証券投資信託協会の調査でも、投資信託保有の  
きつかけで一番多いのがセールスマンからの熱心な  
な勧めでというのがたしか三十数%、四〇%近くある  
といふことで、そのセールスマンが何十、何百、何千もの商品をそのリスクも含めて説明でき  
るわけじゃないわけでありまして、結局消費者にいわば十分な理解を得られないままに金融機関に  
とつて最もいいものを売るとか、それとも証券会  
会社の商品を優先して売るとか、そういういわば、  
言葉はあれですけれども、押し売りのようになつてしまふんじやないかと思うんですけれども、そこはどうですか。

○政府委員(山本景吾) 今まででは証券会社が主体で投資信託の販売が行われていたわけでございま  
す。いわば証券会社のみが販売することによる弊  
害も実はあつたわけでござります。弊害と申します  
すか、マイナスの結果を与えたということもあります  
たわけでございます。もちろん、その商品、いろ  
いろな商品があるわけでござりますけれども、そ  
の販売するチャネルというものがふえますと、逆  
に言うと笠井委員が今御紹介されました熱心に勧  
められたからと、いうのはむしろ私は減るのではないか  
といふふうに思います。

今までではいわば、ちょっとと言葉は悪いのでござ  
いますけれども、証券会社の顧客にやや無理やり  
に勧めていた面もちょっとあつたのではないのかな  
など、そういうことがそこにあらわれているの  
ではないかなというふうに思います。

これから時代といふものは、まさにこの証券  
投資信託というのは本来的には専門的能力を活用  
した簡便かつ効率的な資産運用手段というものを  
提供し、個人投資家等の証券市場への参加を容易  
にするものでございまして、国民の資産運用手段  
として中核的役割を果たしていくことが期待され  
待をされているわけでござります。

こういう意味におきまして、まさに証券投資信  
託の利便性の向上を図るために、そしてきちんと規  
制をされていくことが期待されるわけでござ  
ります。

その販売される方には、これは当然銀行の行員であつたとしても証券外務員の資格を取つていただことになります。そういうことによりまして、きちんととしたリスクも含めまして説明をして販売をしていただかくということになるわけございまます。

○笠井亮君 時間が来ましたので終わりますけれども、今までのよう熱心に勧められたということがなくなるというようなことはないと思うんですね。

私は、逆の面からいいますと、投資信託というの販売をする証券会社、銀行にとつては3%とかの非常に高い手数料収入が見込まれると。準大手の証券会社では背に腹はかえられないということで外國系の投資信託の三百億円を売つて九億円の手数料収入を得たというところもあるというよう聞いております。

社員に必達商品ということでノルマをかけて販売を一方では強力に進める。そうしますと、またまたそういう意味では強力に勧めて、じゃそうなふうに聞いております。

○星野朋市君 ちょっと大蔵省にプリミティブなことでお聞きをしたいんですけども、今度新たに発行されるABS、それと今までありましたモーゲージ、抵当証券ですね、これとの基本的な違いというのはどこにあるんでしょう。

○政府委員(山口公生君) まず、SPCの対象にしておりますのは指名金銭債権あるいは不動産といったものでございます。それで、モーゲージの場合はいわゆる抵当証券法に基づく法務局が発行する抵当証券、有価証券でありまして、不動産を担保として行われた融資についてその債権と抵当権を有価証券化したというものでございます。

したがつて、非常に似通つてはおりませんけれども、抵当証券の場合は、不動産を担保として行わ

れた融資についてその債権という抵当証券を有価証券化したものをお小口化して売つてある。こういう状況でございますが、SPCは資産を、そういうふうなことからしてしまつたようなあれでございました。

○笠井亮君 時間が来ましたので終わりますけれども、今までのよう熱心に勧められたということがなくなるというようなことはないと思うんですね。

私は、逆の面からいいますと、投資信託というの販売をする証券会社、銀行にとつては3%とかの非常に高い手数料収入が見込まれると。準大手の証券会社では背に腹はかえられないということで外國系の投資信託の三百億円を売つて九億円の手数料収入を得たというところもあるというよう聞いております。

社員に必達商品ということでノルマをかけて販売を一方では強力に進める。そうしますと、またまたそういう意味では強力に勧めて、じゃそなうに聞いております。

○星野朋市君 ちょっと大蔵省にプリミティブなことでお聞きをしたいんですけども、今度新たに発行されるABS、それと今までありましたモーゲージ、抵当証券ですね、これとの基本的な違いというのはどこにあるんでしょう。

○政府委員(山口公生君) まず、SPCの対象に

しておられますのは指名金銭債権あるいは不動産を担保として行われた融資についてその債権と抵当権を有価証券化したものを小口化して売つてある。こういう状況でございますが、SPCは資産を、そういうふうなことからしてしまつたようなあれでございました。

○星野朋市君 今、似通つたというお話をございましたが、そうするとこのSPCの顧客というのには大体どういうところをターゲットにしてお考えになつておられるのか、それはどうでしょうか。今度は有価証券の形で回収する、こういうスキームでございます。

○政府委員(山口公生君) 私がSPCをつくる場合のことを考えてみると、まず恐らく最初は私募の形式ではないだろうか、あるいは特定人といふ一人ということもあるかな。例えば、外資系の機関投資家等があり得る、あるいは国内でいりますと特定少數の私募形式での販売というのがまず考えられるだろうと思つてございます。それが一般化していくと、いよいよ公募の形でのABSの発行ということになるのではないだろうかというふうに考えております。

いずれにせよ、我が国においてはコストがかさむのでこのSPCが全く存在していない状況だつたわけで、今、外国に持つて行って、ケイマンとか、あいつたところにSPCをつくってそれをこちらに持ち込んだり、あるいは外国で販売していくというのも大体においては私募の形式が多いことになりますので、SPCにおけるディスクロージャーというのは大変重要なことだと思います。

その観点からいいますと、資産の流動化計画というものを策定して、それを定款への記載を義務づけ、それで投資判断をきちっとやってもらうようにする必要があると思います。SPCそのものは言つてみればペーパーカンパニーでありますので、資産をどうやって利用するのか、まずはどれくらいの価値があるのか、それからそれをどうやって利用するのかということをやはり計画として明らかにしておくことが必要だらうと思うわけございます。そういう点でSPCの法規を十分にやるということが今回私たちの法案としても力を入れておるところでございます。

特に、不動産の情報等になりますと、なかなかこれが少ないという現状もございまして、その辺は解決すべき問題いろいろあります。例えば、不動産の時価といったときも近傍価格で議論するのか、あるいは収益還元価格というもので議論するのかとかという、なかなかそういう情報開示

のは銀行がバブルのときに系列の抵当証券会社を買つたとしても、今はどうなんでしょうかね。ほとんど撤収してしまつたようなあれで、そして会社によつてはお手上げになつてしまつたというような問題も出てきた。北拓の系列のあれはもちろんですけれども、独立系の抵当証券も最近になっておかしくなつてきているというふうなことがあります。

○政府委員(山口公生君) 先生のおっしゃるとおりだと思います。資産の証券化におけるディスクロージャーというのをしっかりとおりませんと、投資家の方はよくわからないものをつかまされ、ただその結果は運を天に任せせるようなことになつてしまふということになりますと、これは全く商品としても手當てがなされないといふことになりますので、SPCにおけるディスクロージャーというのを大変重要なことだと思います。

日本でABSを出して最初の顧客は恐らく華僑に余り予言めいたことを言つてはいけないんですけれども、恐らくこういうことに関しては華僑がすばらしい感覚を持つてゐるんですね。今まで香港資本がオーストラリアに進出したとき、カナダに進出したとき、ロサンゼルスに進出したとき、その後を必ず日本のあれが追つかけといったというようなことがあります。今、日本でABSを出しても手當てがなされないことがあります。

○星野朋市君 余り予言めいたことを言つてはいけないんですけれども、恐らくこういうことに関しては華僑がすばらしい感覚を持つてゐるんですね。今まで香港資本がオーストラリアに進出したとき、カナダに進出したとき、ロサンゼルスに進出したとき、その後を必ず日本のあれが追つかけといったというようなことがあります。今、日本でABSを出しても手當てがなされないことがあります。

日本でABSを出しても手當てがなされないかと私は思つてゐるんです。もう既に一例は旧国鉄本社、これはSPCじやありません、ダイレクトですけれども、旧国鉄本社の跡、それから大京觀光の千二百戸というものを一括で買つちやつたような、ああいう感覚がありますから私は第一号は多分華僑じやないかと思つてゐるわけです。

次に、話題を変えまして、私はしばしばいろんな場所で、しかし切り口は違うんですけども、今度の金融ビッグバンによつて大きな血を流す覚悟があるかということを聞いてゐるんです。きのうも税制特別委員会で労働大臣にこれによつて生ずる失業者の問題というのをどう考えるかという質問をしておきました。大きな血というのはどういうことかという、いわゆる企業、主として金融機関ですけれども、合併あり、買収あり、それから破綻あり、そういう問題が必ず生ずると思うんです。それで、しかも今、私はビッグバンに賛成の上で申し上げているんですけども、日本の景気が悪い、それから為替が非常に安いというよ

うなことで、もし本格的な企業の買収ということになつたら一千億のお金を使わないでもマジョリティをとれるような環境にあるわけですが、そうしたときにいわゆる欧米流のドライナリストランなどいうのが日常茶飯事に行われる可能性はある。それから、大きな血といふのは、企業だけではなくて、今も盛んに話題になつたいわゆるデリバティブを含めた金融商品の顧客の問題といいますか、これはうがつた見方をすれば千二百兆といふ日本の個人資産をいかに自分のところの取り扱いにするかという、そういう向こうの大きなねらいがあるわけですから、ここにいろんな問題が起きる可能性があるということで、きょうはこれを一番進めておられる大蔵省にその質問をぶつけるわけですから、どんなことが考えられて、どうのぐらいままでお賞悟がおありになるのか、もし御所見があつたらお伺いしたい。

○國務大臣(松永光君) きのうでございました

か、多数の失業者がいる問題、しかし一方におい

ては新たな業務活動が発展になつてくるからそこ

で吸収されるという可能性について労働大臣は話

しておりました。ただし、その間に時間差があ

る、ミスマッチというものが起こる、それは十

分考えなきやならぬという話がございました。私

もそういうものではながろうかなと思いました

が、しかし既に金融システムの改革というものは

もう走り出しておるわけあります。そして、私

以上に、私どろくじやない専門的な知識をお持

ります。それで、私は現在のデリバ

ティブの総額はどのくらいかと聞いたことがあります

が、この星野先生でありますからこれ言つ必要は

ないわけですが、欧米の市場の今日の隆盛

を見ると、そしてまたユーロが誕生するというふ

うな事態を考えますといふと、これはもうこのま

までは我が国の金融市場の空洞化、ほつておけば

そういうふうな事態になることは必至のような状

態と見なきやならぬでしょう。

したがいまして、我が国の金融市場といふもの

も近代的なものにして、そして内外の投資家に

とつて魅力のある市場に日本の市場をしていか

にやならぬ、これは至上命懸だらうと思います。

そして、高齢化社会を考えますと、せつかく勤労によつて蓄えたものが千二百兆あるわけでありまして、それをより有利に運用できるという場を国民に提供することも高齢化社会を考えますといふと必要不可欠なことではなかろうかと。同時にまた、そういう活性化した金融市場から必要な資金を調達するという機会も用意する必要がある、それを通じて日本の経済そのものを活性化させていく、そういうことも大変重要なことであると。そういう活性化した金融市場から必要な資金を調達するという機会も用意する必要がある、それを通じて日本の経済そのものを活性化させていくことを申し上げたような数字がたしかに言われています。だから、このままのままのデリバティブのものも多数でありますけれども、それを一つ一つ克服しながら金融システムの改革、特に証券市場の活性化を目指して進んでいかざるを得ないと、こういうことだとぞ思つております。

○星野朋市君 国際局長、突然ですけれども、たしか三月十二日にこういう質問をしたことがあります。今、世界におけるデリバティブの規模はどうのぐらいかと。局長は、全体の金額はわからぬい、ただ一日に一兆五千億ドルの為替デリバティブが行われていると。私が全体のあれば少なく見て六十兆ドル、多く見たう百兆ドル、こういうふうに申し上げたら、これは五月十日発売の文芸春秋にその中間をとつて八十兆ドルというあれが出ています。

なぜそんなことを聞いたかといいますと、一九九五年の初頭に大蔵省に対して私は現在のデリバティブの総額はどのくらいかと聞いたことがあります。この三月に公表されているデリバティブの総額は十七兆ドルですという答えをした。何を言つていませんが、いつの間にかオブションも最近はあります。それから為替の取引にはインター銀行で取引している部分もありますし銀行と顧客の間の取引もある、そういうものを全部クロスで足し上げた数字だと思いますので、どの程度経済学的な意味があるかどうかわかりませんが、世に広く言われておりますのは今申し上げたような数字でございます。

これはさつき申し上げたように為替でございましたが、そのとき、金融機関がデリバティブをこなにやつていて、そしてどのくらい利益を上げているか、経常利益の中にそれがどのくらい入っているのかわからぬじやないかと。これはヨーロッパを主体にしてデリバティブに課税しようとした、そういう活活性化した金融市場から必要な資金を調達するという機会も用意する必要がある、それを通じて日本の経済そのものを活性化させていく、そういうことも大変重要なことであると。そういう活活性化した金融市場から必要な資金を調達するという機会も用意する必要がある、それを通じて日本の経済そのものを活性化させていくことを申し上げたような数字がたしかに言われています。だから、このままのままのデリバティブのものも多数でありますけれども、それを一つ一つ克服しながら金融システムの改革、特に証券市場の活性化を目指して進んでいかざるを得ないと、こういうことだとぞ思つております。

○星野朋市君 私がお答えにならねばなりませんが、少なくともそのぐらひははつきりさせるということを申し上げたんです。

その後一向同じようなデータが出てこないんですね。出でいれば多分国際局長はお答えにならねばなんですかねでも、どうしてその後こういうことを公表しなくなつたんですか。

○政府委員(黒田東彦君) 私がお答えにならねばなりませんが、いろいろな推計を含めてたしかBISが少し前に公表した数字だったと思いましたが、全世界における為替取引の量が一日に一・五兆ドルぐらいではないかというようないました。

なぜそんなことを聞いたかといいますと、一九九五年の三月末でござります。ですから、今まさに一九九八年三月末についてこれから恐らく調査をして、恐らく年の後半ごろには発表されることになるのではないかというふうに思いますが、

したがいまして、今現在一番新しい数字というのは一九九五年の三月末でござります。ですから、今まさに一九九八年三月末についてこれから恐らく調査をして、恐らく年の後半ごろには発表されることになるのではないかというふうに思いますが、

○星野朋市君 まさしくわかりました。非常にホットなあれが出てくるんだろうと思いますね。

それから、デリバティブは何も為替取引だけではないので、たしか日本でデリバティブの損害というのを最初に起こしたのは東京証券という会社だったんですね。これはたった二十億の損害を取り戻すために三百六十億円の損害を出して手を上げちゃつた。その次に大きかつたのがペアリングズ社です。ペアリングズ社は、個人でやつて、日本株を対象にして失敗したんですが、私がこれはデリバティブでもってやがて大きな損害を出します。

当は委員会の席上で言うべきことじやないんですね。委員が御指摘になつておられるのは恐れども、日本株は必ず暴落するからそれに乗つて損害が出てくると。そのとおりになつたんです、ペアリングズ社は。それから出でてきたのはオレンジ郡ですね。オレンジ郡は郡がパンクしちゃつた

んです。

今度、このデリバティブズを店頭でできるようになるわけだけれども、これは個人は余り対象にならないんじゃないですか。そのところがはつきりしないとね。ただ、個人が対象にならないかわりに相当ないわゆる小金持ちを相手にしたやみのデリバティブズというのが出る可能性があります。恐らくこれは五千万か一億単位のあれを集め、そして自分のシステムを持つて、そしてアメリカの会社につなぐというようなプローカー的な存在をこれは予見できるんですけれども、そういうものに対する大蔵省の対処の仕方、これはやっぱり重大だと思うんですが、それはいかがお考えですか。

○政府委員(山本昌君) 今、委員から御指摘の点でございますけれども、一般的に申し上げますと、店頭アリバティ取引というのは恐らく機関投資家相手とか、そういったものが中心になつてしまつて、あるいは銀行等もあるかもしれませんのが、なおかつその取引は相対で行われるわけでございますけれども、まず個人といいますか一般投資家が入り得る分野ではないと、ほとんどないんだどうというふうに思われます。

ただ、それともう一点は、今回の法案によりまして、有価証券店頭デリバティ取引を営む証券会社あるいは銀行につきましては、リスク管理体制が整つているか否かということをチェックする、こういう観点から、証券会社の場合、今度は原則登録制になるわけでございますが、こういった業務につきましては認可制にからしめているということでございます。加えて、特に投資家保護上の問題が生じないように、いわゆる顧客適合性の原則であるとかあるいは取引概要説明書の事前交付義務、こういった行為規制や、またインサイダー取引等の公正取引ルールについては所要の整備を行つているということでございます。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 さきの委員会の参考人招致において、全銀協の岸会長から、最近欧米では大型

合併がたくさん出ておると、その一つとして

シティコーポとトラベラーズの合併は銀行・証券、保険のサービスを幅広く提供する金融コングロマリットを形成しつつあるという発言があつたわけ

でございます。

〔委員長退席、理事植崎泰昌君着席〕

私は、最近のそういう諸外国の例を見てみますと、予想をはるかに超えた形で金融ビッグバンが進んでおるのではないかというふうに思つたわけでございます。

我が国の場合、現在審議しております金融システム改革の全般的な方向としては望ましい方向に向かつておると思うわけですが、それで、一つ、具体的には保険業に関する規制緩和が、例えば保険と銀行との相互参入等の問題でございますが、他業態に比べて不徹底で遅過ぎるのではないかとの危惧を持つておるわけでございま

す。諸外国と対等に競争するために、金融ビッグバンのスピードを二〇〇一年よりもさらに速める必要があるのではないかと思うわけでございますが、大臣、いかがござりますか。

○政府委員(福田誠君) 大臣の前にちょっと補足させていただきます。

御指摘のよ

うな御意見があることは承知しております。

ただ、保険業とほかの金融業態との相互参入につきましては、銀行、証券のように既に実績があるわけではありません。銀行、証券はもう五年くらいついているわけでござりますし、当初は業務

につきましては認可制にからしめている

こと

でございますので、それらを充実強化いたしまして日本版RTCをつくり早期に集中的に不良債権や担保物件を買い上げるシステムをつくるべきでございませんので、それらを充実強化いたしまして日本版RTCをつくり早期に集中的に不良債権や担保物件を買い上げるシステムをつくるべきでございませんが、いかがでございましょうか。

〔理事植崎泰昌君退席、委員長着席〕

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

しばしば国会の御議論の中で日本版RTCをつ

くるべきだという御主張をいたしております

が、よく考えてみると、RTCも破綻したSア

ンドルの不良債権の回収機関なのでございます。

はございますが、いろいろ審議会等の議論によれば決してこのテンボで過ぎるということではなく

融機関が対抗できる条件ではないかと思うわけがないのではないかというふうに考えられているわけございます。

○菅川健二君 この点につきましては、私はでき

るだけ早く条件を整えることが国際的に日本の金融機関が対抗できる条件ではないかと思うわけでござります。

それから、最初からいろいろ御議論がございま

して、大臣も御答弁があったわけございますが、

思いります。

それから、最初からいろいろ御議論がございま

して、大臣も御答弁があったわけございま

すが、その点からいいますと、せんたつての法

改正におきましても財産調査権を、かなり強力な

権限でもつて破綻したところの回収をもつと進め

て、かわりに回収してあげるという機能は持つて

おられないわけでございます。

したがいまして、不良債権問題をこの日本版RT

C、例えば日本でいいますと住管機構とか整理回

收銀行で生きている銀行から不良債権を買い取つ

て、それを回収してあげるという機能は持つて

ございません。

RTCをつくれとおしゃっている趣旨は強力な

権限でもつて破綻したところの回収をもつと進め

て、かわりに回収してあげるという機能は持つて

ございません。

ただ、利益相反ということで破

産管財人機能がないというところだけはちよつと

違いますけれども。

あと、加えて申し上げますと、責任追及のため

の解明委員会もつくりました。したがつて、厳し

くそういう民事・刑事上の責任追及もやるとい

うことで、ある意味では日本版RTCと言つてもそ

うおかしくない組織はおかげさまで整備させて

いただいたような気がいたしております。

それで、今、菅川先生の御指摘の不良債権処理

をもう少し迅速にということは私どもとしても重

要な問題とと思っておりますけれども、それを整理

回収銀行とか住管機構が買取るというのは性格

を大きく変えることでございますので、なかなか

考えにくいかな。それよりは、例えばSPCで

一括売却して、そこで債権の回収を図るとか、あ

るいは不動産の有効利用を図るとか、そういう形

で処理を進めていく、バランスシート上ずっと

残したまま、塩漬けの状態よりはそれを切り離し

て、損切りして、それで新たに活用を図るという

方がマーケットの力を通じましてそういう経済

の流れの中にもう一回そういうふうに現時点で

は考えておる次第でございます。

○菅川健二君 私は、金融機関が複雑な権利関係

を保有したままいくということになりますと非常

に

に具体的な処理に時間がかかるのではないかということを意味で強力な組織をつくるべきではないかというふうにことを申し上げたわけでございます。いずれにしても、これから細かく検討していただくわけでござりますので、少なくとも短期集中的に処理できるような有効な方策を打ち立てていただきたいと思うわけでございます。

それから、大手十八行の三月末の決算が出ておるわけでござりますが、一兆七千億余りの公的資金を十八行で受け入れておるわけでございます。ただ、自己資本比率の分母となる総資産を見ますと、前期より総額で三十三兆も減っている実態があるわけでございまして、その大半は貸し出しの圧縮になつておるということで、これが事実上の貸し渋りということになるのではないかと思うわけでございます。

これまで一兆円程度自己資本充実のための公的資金が投入されておるわけでござりますが、貸し渋りに對しましてどの程度役立つておるのか検証していただきたいと思うわけでございます。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

貸し渋りの原因というものはさまざまなものがあつたと、あるいはあると思いますが、主なものは、一つは自己資本比率に対する懸念だったと思います。もう一つは、貸す財源としての資金調達がスムーズにできるかどうか、例えばコール市場から必要なお金がすぐ取れるかというような心配。それから三番目としては、やはり国際競争力を考へたときに、余りにも資産を多く持つていいこと、これは先ほどの御議論でもありました。利益率等で見劣りがする、もっと効率的な資本運用をしなきゃいけない、こういうことが要素だつたろうと思うわけでございます。

少なくとも、三月末を控えましてかなり懸念が広がつた際に、当委員会でもスムーズに金融安定法をお通し願いまして、一応そこの不安感が払拭はされたというふうに考えておりますし、金融システムに対する不安が昨年の秋以降に比べますと格段にそこの落ち着きは取り戻しているという

意味で、一番目の意味の資金調達の懸念、コール市場の逼迫度もかなり緩和されたというふうに思つております。三番目の資産を有効にという観点からの資産の洗い直しというのがちょうど早期に正措置の自己査定に伴つてかなりリスク管理といふ面での厳しさがいろいろ中小企業へ貸し出しの審査を厳しくしたという面があつたのではないのかと、それが中小企業の方にとつてみると貸し渋り現象というふうに映つてゐるということで、大臣の方からも少なくとも健全な貸してしかるべきところに貸さないというような形の資産圧縮のよくなことはやめてほしいということを強く申されました。それで、四月に入つてからの統計等を見ますと、まだ十分とは言い切れないかも知れませんが、かなり緩和してきていると。例えば、今、菅川先生は資産の圧縮が貸し渋りというふうにおっしゃいましたが、流動化とか売却、それから直接償却等で落ちていている部分がかなりありますので、そういうものを除いて言いますと、四月末時点では主要行でプラスの貸し出しになつておりました。

それから、私どもも心配でございますので各行にいろいろ聞いてみました。中小企業に対する配慮はできるだけのことはやらせていただいておりますといふことを言つておりますので、引き続きこの貸し渋り問題は注視してまいる重要な課題だとは思つておりますが、ひとつの緊迫した感じはおかけさまで少し改善の方向にあるのかなと、またこれが逆戻りしないようになつたないと、いうふうに考へております。

○菅川健二君 それから、今の自己資本充実のための公的資金投入というのは、株から比べればかなりまだ余力があるといいますか、別にむだに使う必要はないのでござりますけれども、今後のその辺の具体的なアクションというのはあるのでございましょうか。今のところは大体この程度でおさまつておるということでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) あと考えられますのは、受け皿銀行になつていただける銀行からの申

請は恐らく出てくるというふうに考えております。そのほかにつきましては、今後各銀行がみずから判断し、申請があれば大臣も入りいただきおります七人委員会で御議論いただくことでござります。

○菅川健二君 話は変わりますけれども、金融監督庁が六月二十二日に発足するわけでございますが、私は昨年の通常国会の行財政特別委員会の委員といたしましてこの法案の審議に携わったわけですが、当時の審議状況を踏まえながら幾つかの課題についてお尋ねいたしたいと思うわけでございます。

一つは長官の人事でござりますが、これはもう既に具体的な人物が決まつておるやにお聞きしておりますのでこの際具体的な人物をどうこう評定するということはいかがかと思つわけでござりますが、ただ、昨年六月の時点で特別委員会でのやりとりが幾つかありますので、若干それを御紹介してみたいと思います。

橋本総理大臣は、金融監督庁の長官という検査・監督という業務にある程度精通をされながらバランスを持って仕事をしていただけた人材を判断したいと。それから、その当時の官房長官の梶山長官は、いろいろ細かく言つておられるわけでございますが、「金融、財政等の分野に造詣が深く、かつ国際情勢、とりわけ国際金融情勢も理解する能力を持つていなければならぬ」と、それから「人格、識見があり」とか、いろいろ細かく言われておるわけでござります。

多方面に能力を持つてることは大変だろうと思うわけでございますが、いざれにしましてもこの人選に携わった方というのは、総理が人選されておるわけでございますが、大蔵大臣も相談にあづかっておられるんじやないかと思うわけでございますが、それは一切なしでございますか。——

そうでございますか。いずれにいたしましても、選任された方が大蔵大臣と前歴が同じような感じもいたすわけでござりますが、検事でしかも財政、金融に通じておられるということでございますの

なりますとまた倫理上の問題あるいは本人の士気の問題もあると思うわけでございまして、一般職員がいろいろな広い経験をしていくということは是とするわけでございますが、例えば課長以上ぐらいいの幹部職員については大蔵省から出したらもうノーリターンだよと、とにかく金融監督庁で全うしていくんだというようなことが要るのではないかと思うわけでございますが、その人事上的一つのルールについてどのようにお考えでどうか。

○政府委員(島中誠一郎君) 御指摘の大蔵省との人事交流の件につきましては、具体的には金融監督庁が発足後、長官の人事権でございますので長官の御判断に係るうかと思います。

ただ、たしか衆議院の行革特委の附帯決議で責任ある幹部についてはノーリターンが原則という決議がなされております。うふうに記憶しておりますが、長官もそのことを踏まえて適切に対処されるんじやないかというふうに考えております。

○菅川健二君 大蔵省におきましては、ただいま申しましたように、一つのけじめをつけられるのではないかと思うわけでございますが、ただ今週ではないかと思うわけでございますが、ただ今週出ました「金融ビジネス」によりますと、「不信も危機も拭えない虚ろな金融監督体制」、こういう記事があるわけでございまして、この中で、大蔵省そのものの機構改革の中で金融企画局というのがでてきて市場課というのができるんだけども、これが何か怪しいのではないかというような記事になつておるわけでございます。

私もちょっと気になりますのは、企画・立案といふものはやはり現場を十分知らなければならぬということで、個別金融機関から情報をとつたりいろいろ意見交換をするということになりますと、金融監督庁との間の二重行政ということになりますし、また逆に金融機関側からしますと、金融監督庁と大蔵省と両方にきよろきよると事實上のMOF担当が活動せざるを得ないということになりますと、これまたおかしな状況になるわけでございます。

○国務大臣(松永光君) よく、野党の先生が多いのでありますけれども、金融監督庁が大蔵省の植民地になるんじゃないかななどという非難もございましたけれども、そんなことは絶対ありませんと申しますけれども、そんなことを私は常に申していました。その一番の証拠が金融監督庁長官の人事について私に事前に申しまして、任命権者からのあれも受けておりません。そのくらいこれからスタートする金融監督庁と大蔵省との関係は、何といいましょうか、色めがねで見られることのないように思ひます。

○政府委員(島中誠一郎君) 検査のあり方についての御質問でございます。これにつきましては、金融監督庁の発足を待つてといふことではない

○政府委員(島中誠一郎君) 既に大蔵省におかれで本年三月に新検査方式を導入するということとされています。これにつきましては、早期は正措置の導入に伴いまして、新たな行政監察の勧告等の御指摘も踏まえまして見直しが行われております。

○政府委員(島中誠一郎君) 新検査方式におきましては、事前的な実態把握に主眼を置くこととしまして、公認会計士等の監査機能の一層の活用、それから金融機関等の業務実態等に応じて検査頻度に繁閑を設ける等、重点的、機動的な検査を実施するということのほか、日本銀行が実施する考査との十分な連携を確保するということなどによりまして的確かつ効率的、効果的な検査を実施することとされていると承知しております。

○政府委員(島中誠一郎君) いすれにしましても、金融監督庁におきましては、金融監督庁長官の統括のもとに、厳正で実効性のある検査を確立し、事後チェック機能を重視した的確な金融行政が実現されることが重要であるというふうに考えております。

○菅川健二君 近く出される予定の地方分権推進計画におきまして信組合の指導監督事務が、今は都道府県の機関委任事務になつておるわけでございますが、これが直接国の執行事務に移管する

きたいと思うわけでございます。

○政府委員(島中誠一郎君) まさにこのように移管された場合に、都道府県と信用組合との関係がどうなるのであろうかという心配もあるわけですが、どうなるのかといふと、従来の大蔵検査からしますと、定例でも四年に一回は対応しない、また裁量行政は先ほど通達等に制発足に当たって金融監督庁と大蔵省との機能分担についてお考え方をお聞きいたしたいと思いま

す。

○国務大臣(松永光君) が、今後金融検査についてどのように改善、充実を図ろうとしておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(島中誠一郎君) まず、野党の先生が多いのでありますけれども、お尋ねの趣旨は恐らく、も事後に何の連絡もなかつたことで、事後に知つただけであります。任命権者からあれも受けておりません。そのくらいこれからスタートする金融監督庁と大蔵省との関係は、何といいましょうか、色めがねで見られることのないように思ひます。

○政府委員(島中誠一郎君) 既に大蔵省におかれで本年三月に新検査方式を導入するということとされています。これにつきましては、早期は正措置の導入に伴いまして、新たな行政監察の勧告等の御指摘も踏まえまして見直しが行われております。

○政府委員(島中誠一郎君) 新検査方式におきましては、事前的な実態把握に主眼を置くこととしまして、公認会計士等の監査機能の一層の活用、それから金融機関等の業務実態等に応じて検査頻度に繁閑を設ける等、重点的、機動的な検査を実施するということのほか、日本銀行が実施する考査との十分な連携を確保するということなどによりまして的確かつ効率的、効果的な検査を実施することとされていると承知しております。

○政府委員(島中誠一郎君) いすれにしましても、金融監督庁におきましては、金融監督庁長官の統括のもとに、厳正で実効性のある検査を確立し、事後チェック機能を重視した的確な金融行政が実現されることが重要であるというふうに考えております。

○菅川健二君 まさにこのように移管された場合に、都道府県と信用組合との関係がどうなるのであろうかという心配もあるわけですが、どうなるのかといふと、従来の大蔵検査からしますと、定例でも四年に一回は対応しない、また裁量行政は先ほど通達等に

度といりますか、検査体制がなかなか十分整つてないなかたというふうなこともありますし、また行監の調査といいますか行監の指摘にも日銀考査等との関係も必ずしも十分連携がとれていないかたと、どうような指摘もあるわけでございます。

○国務大臣(松永光君) が、今後金融検査についてどのように改善、充実を図ろうとしておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(島中誠一郎君) まず、野党の先生が多いのでありますけれども、お尋ねの趣旨は恐らく、も事後に何の連絡もなかつたことで、事後に知つただけであります。任命権者からあれも受けておりません。そのくらいこれからスタートする金融監督庁と大蔵省との関係は、何といいましょうか、色めがねで見られることのないように思ひます。

○政府委員(島中誠一郎君) 既に大蔵省におかれで本年三月に新検査方式を導入するということとされています。これにつきましては、早期は正措置の導入に伴いまして、新たな行政監察の勧告等の御指摘も踏まえまして見直しが行われております。

○政府委員(島中誠一郎君) 新検査方式におきましては、事前的な実態把握に主眼を置くこととしまして、公認会計士等の監査機能の一層の活用、それから金融機関等の業務実態等に応じて検査頻度に繁閑を設ける等、重点的、機動的な検査を実施するということのほか、日本銀行が実施する考査との十分な連携を確保する

ことになります。

○政府委員(島中誠一郎君) いすれにしましても、金融監督庁におきましては、金融監督庁長官の統括のもとに、厳正で実効性のある検査を確立し、事後チェック機能を重視した的確な金融行政が実現されることが重要であるというふうに考えております。

○菅川健二君 まさにこのように移管された場合に、都道府県と信用組合との関係がどうなるのであろうかといふと、従来の大蔵検査からしますと、定例でも四年に一回は対応しない、また裁量行政は先ほど通達等に

度といりますか、検査体制がなかなか十分整つてないなかたというふうなこともありますし、また行監の調査といいますか行監の指摘にも日銀考査等との関係も必ずしも十分連携がとれていないかたと、どうような指摘もあるわけでございます。

○国務大臣(松永光君) が、今後金融検査についてどのように改善、充実を図ろうとしておられるのか、お聞きいたしたいと思います。

○政府委員(島中誠一郎君) まず、野党の先生が多いのでありますけれども、お尋ねの趣旨は恐らく、も事後に何の連絡もなかつたことで、事後に知つただけであります。任命権者からあれも受けておりません。そのくらいこれからスタートする金融監督庁と大蔵省との関係は、何といいましょうか、色めがねで見られることのないように思ひます。

○政府委員(島中誠一郎君) 既に大蔵省におかれで本年三月に新検査方式を導入するということとされています。これにつきましては、早期は正措置の導入に伴いまして、新たな行政監察の勧告等の御指摘も踏まえまして見直しが行われております。

○政府委員(島中誠一郎君) 新検査方式におきましては、事前的な実態把握に主眼を置くこととしまして、公認会計士等の監査機能の一層の活用、それから金融機関等の業務実態等に応じて検査頻度に繁閑を設ける等、重点的、機動的な検査を実施する



第五部

財政・金融委員会会議録第十八号

平成十年五月二十八日

【參議院】

平成十年六月十七日印刷

平成十年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F